

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	土屋	隆義
3番	熊谷	祐子	4番	西岡	一成
5番	庄田	昭人	6番	森	治久
7番	棚橋	敏明	8番	広瀬	武雄
9番	松野	藤四郎	10番	広瀬	捨男
11番	土田	裕	12番	小寺	徹
13番	若井	千尋	14番	清水	治
15番	山田	隆義	16番	広瀬	時男
17番	若園	五朗	18番	星川	睦枝
19番	藤橋	礼治	20番	小川	勝範

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀	孝正	副市長	豊田	正利
教育長	横山	博信	企画部長	奥田	尚道
総務部長	新田	年一	福祉部長	石川	秀夫
都市整備部長	福富	保文	調整監	水野	幸雄
環境水道部長	河合	信	会計管理者	広瀬	幸四郎
教育次長	林	鉄雄	税務課長	高田	薫
市民課長	宇野	清隆	医療保険課長	森	和之
健康推進課長	宇野	睦子	市民窓口課長	嶋	愛子

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会議務局長	鷺見秀意	書記	清水千尋
書記	棚瀬敦夫		

開議の宣告

議長（小川勝範君） 皆さん、おはようございます。

本日の会議を始める前にお断りいたします。

執行部の伊藤市民部兼巢南庁舎管理部長より、妻の父親死亡のため、葬儀のために、本日とあす 2 日間にわたり会議の欠席届が提出されました。そこで、本日とあすの 2 日間に限り伊藤部長の担当課長であります高田税務課長、宇野市民課長、森医療保険課長、宇野健康推進課長、嶋市民窓口課長の出席を求めましたので、伊藤部長の関係答弁につきましてはそれぞれの担当課長が答弁しますので、御了承いただきたいと思います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 一般質問

議長（小川勝範君） 日程第 1、一般質問を行います。

会派代表質問の通告がありますので、順次発言を許します。

新生クラブ、棚橋敏明君の発言を許します。

棚橋敏明君。

7 番（棚橋敏明君） おはようございます。

議席番号 7 番、新生クラブ、棚橋敏明でございます。

本日は会派代表質問として質問させていただきます。項目としましては大きく 2 点、市の財政状況について、そして 2 番目、2010年の予算編成について、この 2 点について質問する予定でございます。

では、これ以後は質問席より質問させていただきます。

昨年秋より、世界同時不況、トヨタショック、そしてそれに伴って県の資金不足、そしてまたデフレスパイラル、さらに近々この不況の 2 番底が想定されております。大きく懸念される 2 番底、その前兆と思われる急激な円高、これがまさに 11 月末そして 12 月の初旬、ここに起こってまいりました。今や日本経済の根幹が大きく崩れ、今回の政府の事業仕分けの内容からも、国・県への支出金、交付金は明らかに減少、そして我々の財源になります市民税、これも市民の皆様の給料が減り、当然市民税も減少するでしょう。そして、その市民税の中の法人市民税も、この経済状況では大きく大きく減少するのではなかろうかと思えます。このようなことを根元とし、そして今、瑞穂市では経常収支比率がこの 3 年で約 8 ポイント以上悪化しております。今後の財政状況、そして予想される国・県の財政状況、そして私たちの市の財政状況、そういったことを踏まえ、まず市長に伺いたいです。

今回の政府の事業仕分けはどのようになっていくのか、市長としてどのように分析されておられるのか、これがすべて国・県からの交付金、支出金にかかわってきます。まず市長はこれをどのように分析しておられるのか、お聞きしたいものです。どうかよろしく願いいたします。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） それでは、棚橋議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今定例会の市長の提案説明の中で、非常に財政状況が不透明であり、かつ歳入面において厳しいことが表明されたとおりでございます。議員御指摘の状況はまさに危惧されておりまして、来年度の予算編成事務が今行われているにもかかわらず、国からの方針も一向に示されておらず、新聞報道等に目を凝らしておりますのが私たちの現状でございます。皆様方と同じ情報しか入手はできていないという実情でございます。そんな中、果たして予算編成ができるのかという思いですら感じておるところでございます。とはいえ、瑞穂市の財政運営を俯瞰的に見ながら、新年度の予算編成にも当たらなきゃいけないということでございまして、極めて概念的なお答えになると思いますけれども、市の財政状況について御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、昨年アメリカ発の経済不況の影響で確実に税収が減収となっておりますことは、今年度も幾度となく補正予算ということで減額をさせていただいていることを見れば明らかでございますが、この現象は法人税のみならず、今議員がおっしゃられましたように個人の所得にも同じような状況が懸念をされております。税務当局の方で積算をしておるわけでございますが、減収になるという予測は持っておりまして、こうした現状を踏まえまして、よほど国の方から財政支援がなければ従前どおりの予算編成は難しく、予算規模は縮小しなければならないということになるわけでございます。

瑞穂市の標準財政規模というのがありまして、これは公共団体の標準的な状態で、通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模を言いますが、この数字は瑞穂市では98億7,000万円でございます。これに臨時的に歳入できるものを見込みまして、毎年度百何十億円という予算を立てておりますが、ここで考えていただきたいのは、通常収入されるという概念ですね。今は100年に1度と言われております経済危機のときでございまして、決して通常の状態ではなく、非常時でございます。ということは、先ほど申しました標準財政規模の98億7,000万という数字も非常に心もとないということになるわけでございますが、こうした状況で歳入が担保されないということであると、将来の財政をどういうふうに見通していくかということでございますが、甚だ不確定で、見通せないというのが私たちの現状でございます。

国も当初、今年度の税収を46兆円ということで予算計上されておりましたんですが、途中40兆円に修正をされまして、それ以後、先般12月9日の朝刊で報道されておりましたんですが、

36兆9,000億円という予算の減少ぶりでございます。そして、来年度予算についても35兆円程度になるというような報道でございましたんですが、このように、国も地方も含めまして全く先の読めていないという状況でございます。こうした状況を考えますと、極めて緊縮的な将来見通しをせざるを得ないというふうに考えておるところでございます。

その一方で、これまで合併特例債を発行してきております。上限枠108億円でございますが、これも交付税に70%算入される有利な起債であるということで、効率的な財政運用ということで有効に活用してきておりまして、今年度も穂積中学校の改修事業ということで5億8,000万円を予定しておりますが、こうして起債を発行すれば、当然、将来には償還が発生してくるわけでございまして、償還が発生するということは、これが議員御指摘の経常収支比率を押し上げている一因にもなっているということは感じておるところでございます。

普通会計の起債の現在高は約142億円でございます。この起債に反比例しまして、基金、いわゆる貯金でございますが、これが現在高77億円ということで、したがって、今後予算編成の中で従来どおりの歳出予算を組んでおけば、その財源は基金からの繰入金で充当しなければならないということが考えられるわけでございまして、こういった状況が続きますと、今後三、四年間で基金も底をついてしまうんじゃないかというようなおそれも感じておるわけでございます。ですから、よほど計画的に運用しなければならないことは明らかでございまして、さらに現在、分析をしまして顕著なことは、扶助費等の義務的経費の増嵩が明らかでございまして、いわゆる歳出のうちの支出が義務づけられている、任意に削減できない経費ということで、極めて硬直性の高い経費でございますが、内容としましては人件費、扶助費、公債費の合計でございまして、公債費については先ほど申しましたんですが、扶助費は生活保護世帯の増加に伴う歳出、それから医療費の補助も年々増加しておるということで、大きなウエートを占めるようになってきております。人件費については、消防職員の増加と、それから保育士の確保、人口増加を続ける当市の事務運営上、やはり一定の職員も必要になってきておりますので、一般行政職員の削減も難しい状況である。こういった状況を考えますと、運営費については今後検討する必要性も感じておるところでございます。

先ほどの事業仕分けについての話でございますが、後ほど市長からもお話があるわけでございますが、事業仕分けで実際、確かに無駄が見えてまいりました。その無駄を現政権がメスを入れられて、それなりの効果はあったというふうに感じておるところでございますが、一方で、必要な経費も切られているというようなことで、きのうも新聞で歌舞伎役者が国会を訪問されて、文化振興についての経費削減はいかなものかというようなお話もしてみえましたが、そういった中で、やはりある一面はそこまで及んでいるのかなという認識は持っておるわけですね。瑞穂市も、ですから何でそこまでというような思い切った削減をしないと、新年度予算も組めないんじゃないかなという危惧を抱いているということは、財政当局からの感

ございますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私の方からまとめとしまして、市の財政状況についてということでお答えをさせていただきたいと思います。

昨年のリーマン・ブラザーズの破綻に端を発しました世界同時不況下の経済、そして昨今の円高によります景気の2番底のおそれ、さらには岐阜県の財政悪化による補助金削減等の状況をかんがみまして、我が瑞穂市の財政状況はいかがかという御質問でございます。

先ほど企画部長が答えましたとおり、決して明るい材料はございません。加えて、国からの新年度予算編成に係る指示もなければ、明るい財政支援の決定も何らまだ示されておられませんので、去る8月の選挙であれほど口にされました地域主権といいますが、地方分権とは一体何ぞやと申し上げたくなるのが本音でございます。財源の補てんなくして地方分権も何もあったものではございません。この厳しい経済情勢の中でも、地方が主体性を持って運営できる財源を担保していただけるということ、大きく期待をいたしておるところでございます。今後、国の予算編成の中で明確に示され、地方が安心して基礎自治体としての機能を発揮できる財政基盤の確立を担保される政策が具体化されることを強く望むものでございます。

国への要望はそういうことといたしまして、瑞穂市の財政運営でございますが、企画部長も申し上げましたとおり、予算規模を縮小させながら必要な事業は実施する。そして、規模は小さくとも住民の参加による補い、例えば地域の公園の管理や河川堤防の桜植樹やその後の管理等、市民パワーで実施する。そうした市民の手助けを期待しながら、予算立てをしていかななくてはならないと思っております。

今、皆さんからお預かりしております税金は、私たちが使い切ってしまういいものではございません。これから続く未来への子々孫々に及ぶ効果のある使用が望まれてきていると思うわけでございます。例えば、美しい自然や清涼な空気や、また緑豊かな自然は、私たちの時代にだけではなく、未来の子供たちに残す義務があるわけでございまして、その政策として、環境美化や下水道事業、公園整備事業があると思っております。

そんなところで、先ほど棚橋議員のところから経常収支比率が8ポイント、この3年ぐらいで下がっておるところでございますが、実は合併しました当初に比べまして、先ほど企画部長の方から142億円の起債の残高が現在であると申し上げました。これが合併当時どれだけであったかと申し上げておきます。これは、旧巣南の方で21億4,000万ございまして、旧穂積の方で65億5,000万、87億円、合併当時は、それが55億円も起債がふえておることです。それでは基金はどれだけあったかというところでございますが、旧巣南の方に17億2,000万、そして旧穂積に51億3,000万、68億5,000万でございます。これ、現在基金は、先ほども部長の方から申し上げました77億円でございますから、基金としては、合併当初に比べまして8億

5,000万しかふえておりません。これが実態でございます。

それでは、何に借金をしていったかというところ、これは御案内のとおり、合併特例債ももう108億のうちほとんど使い切るところでございますが、ここで大きいものだけでも上げさせていただきます。生津のふれあい広場の多目的広場に16億7,500万ある。別府コミュニティーのあれに約1億7,000万ぐらいですね。本田小学校とか新堀川放水路、こういうものに大体2億円ぐらい。瑞穂タウンには1億5,700万、そして別府の保育所に9億2,600万、地域コミュニティーセンター、本田のあれに約3億ぐらい使っておる。また、駅周辺の関係に2億ぐらい。そして、五六川の歩道橋にも大体最終的には3億1,000万を使いました。こういう関係。そして、下犀川の関係で7億ぐらい使いました。給食センターに16億7,000万、消防に11億。そして、巢南の南小の関係、また保育所の関係で約2億円使っておると。これが実態でございます。はっきり申し上げまして、本来、合併特例債というのは合併して新しい、本当に合併したから次のためにということに使うべきですが、やっていないから、そういうことを前任者から引き継いだことをずうっとやっておるだけです。私2年目になります、3年目に入っております。私には20年とことしの2年だけ、もう全く過去のあれでふえてきておるだけで、やらなくてはいけないことをやっておるだけでございまして、私は特別なことをしたわけございません。このことを御理解いただきたい。

そういう中で、先ほども申し上げました工事の中でございますけれども、やはりやらなくてはいけないことはどうしてもやっていかなきゃいけないわけでございます。今後、いろんな未来を見通しながら、本当に必要な事業は何かを、議員の皆さんや市民の皆さん方とともに議論を交わしながら実行していく覚悟でございますので、どうか議員の皆さんの御協力と御理解をお願い申し上げます、私の答弁とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） 今、市長の方から合併特例債の使い道ということで伺ったんですが、それぞれの事業はやはり必要だったと思います。ただし、確かに金額の多い少ない、でもこれは今デフレの状態を考えれば、多額のお金を使ったのかもしれませんが、しかし、これだけ大きなデフレが来るとはだれも想像しなかったわけですから、この合併特例債でつくってきた建物、それから施設、これは今日これだけ利用度が高いわけですから間違いではなかったと思いますが、ちょうど今、合併されて4年目、5年目、6年目、そのような市が結構ございます。それで、これからこの合併特例債の償還ですね、どのように返していくのか、この瑞穂市ではどのようにそこら辺をシミュレーションされておるのか。そこをちょっとお尋ねいたします。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 合併特例債は、先ほども申しましたように、70%が交付税に算入さ

れるということで、そういった意味合いでもって計画的には発行しておるところでございます。先ほど申しましたように、総額で108億の枠がございます、現在100億ぐらいは一応計画ということになっておりますが、返済期日がだんだんピーク時が来るということで、最初は22年度、23年度ぐらいがピークというお話をしておったんですが、それは少しずつ後ろへずれてくるわけですね。

その中で交付税に算入されてくるのはといいますと、ことしですと10億、交付税に算入されております。それで、償還が12億ということで、2億誤差といいますか、支払いに関して交付税で手当てされる10億との差が2億があるわけでございますが、それをどのように考えているかといいますと、補正予算でも上げさせていただいておりますように、減債基金というところから2億取り崩しをして補てんをするということでございます。それで当初は4億としておったんですが、2億しか誤差がないからということで、2億は取りやめるとということで予算を計上してございますが、このように将来にわたって起債の償還が発生するというので、計画的に予算を立てながら、そして減債基金を有効に活用しながら運用していきたいということでございます。

ただ、起債によっては、早いものは償還年数も15年ぐらいで返すものもでございます。そこら辺の償還期限は選択できますので、なおかつ市中銀行から借りることになりますので、金利も入札制度でやっています、安いときはそれこそ0.9何%ぐらいの利率で借りているということもございますので、そういった有利な運営はしておりますが、確実に償還はピークが来ているということは事実でございます。

〔7番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） 先ほどの御説明の中で、まず合併特例債、これに関しては、計画的に返せそうだということで、まず一安心しました。ただし、この前に少し説明がありました、今後この経済の状態、それから国・県からの交付金及び支出金、これの援助がなければ、生活保護世帯の方々に迷惑をかけてくるのではなからうかなとか、そういった非常に不安があることも事実でございます。これから迎えます2010年、あと何日かです。果たしてこの2010年、瑞穂市の5万有余市民の皆さんがどんな暮らしぶりになるんだろうか、これ非常に不安がございます。市長、どうですか、そこら辺。5万人の方々の、市長はトップリーダーです。この方々の暮らしぶり、どのように変化してしまうのか、またどのように守ってあげようとしておられるのか。市長としてどんなお考えをお持ちか、お聞かせください。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） それじゃあ自席から答弁します。

5万人のリーダーとしてどのようにということでございます。私はいつも申し上げておるわ

けでございますけれども、やはり私、この合併をしまして、まさに今の時代、都市間競争とい
いますか、そういうところへ入っておるところでございます、私は常によその市町はどうな
っておるか、そういったことで十分に把握をして財政運営をしておるところでございます。決
してその市町に劣らない、こういう状況でございますけれども劣らない、財政もそれなりに心
配のないよう、そういう運営をして、市民の皆さんには安心して暮らしていただけるような市
政運営をしております。あくまで、こういう状況だからよそよりもがたっと落ちるようなこと
のないように、本当に私はまさに地方分権、都市間競争でございます。そういったことを十分
把握しながら、財政も危機に陥らないようにしっかりと運営していきたい、このように思っ
ておるところでございますので、よろしく願いを申し上げます。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7 番（棚橋敏明君） どうもありがとうございます。

今、県の方は、より弱い方々にもお金が渡せない。簡単に言いましたら、重度心身障害者医
療の助成金ですね、これも減らそう。そして、町の巡回バスも減らそう。もう何もかも、特に
御老人の方、御高齢の方、それから体に不自由のある方への補助、それからまた逆に、この
方々からもいろんな厳しい税金を取ろうとしております。例えば車でもそうです。すぐ差し押
さえ。とにかく今、お金が欲しくて欲しくて仕方がない、それは確かに県の状態でございます。
でも、この市においては、厳しくしなきゃならないところはあるかもしれませんが、多少なり
とも心ある市の運営をやっていっていただきたいと思ひますし、5万人の方々、さまざまな
方々がおられます。どうかその方々に、市長が先ほどおっしゃられましたメッセージをお届け
いただきたいと思ひます。

それでは、その次の質問に移らせていただきます。

来年、2010年の予算編成について。

財政が今後ますます厳しくなることをかんがみ、2010年度予算編成を目前にして、また今現
実、行われていることとしまして、堀市長のマニフェストに掲げられましたことについて、堀
市長が立候補なさいましたとき、そして今日とちょうど3年たちます。ただし、経済の状況は
大きく大きく変化しております。その市長が掲げられたマニフェストのときには、確かに景気
もちょうど持ち直し、何とかよくなるんじゃないかなという前向きの空気が感じられたと
きでございます。そしてまた、御当選なされたその翌年も経済的にはよくなったと思ひます。
ただし、この昨年からの落ち込み、それと同時にこの11月、12月、さらにさらに落ち込んでお
ります。こういったことにおいて、どのような予算編成をされるのか。特に市長のマニフェス
トの中で大型事業と言われます部分について御質問させていただきます。

まずその1番ですが、下水道整備について、どのような計画を2010年に対してお持ちか、お

答えください。

議長（小川勝範君） 河合環境水道部長。

環境水道部長（河合 信君） 先ほど企画部長並びに市長の方から、大変国の財政、また県の財政、さらには瑞穂市の財政の厳しさというものを説明がございました。それを踏まえて、私の方からは特に下水道整備について、それからリサイクルセンターも一緒に答えてもいいですか。

7番（棚橋敏明君） はい、結構でございます。

環境水道部長（河合 信君） それではまず下水道でございますが、先ほどの政府の事業仕分けを聞いておりましたら、下水道整備につきましては、補助金を地方一括交付金というふうなことを聞きました。しかし、まだ政府の方としましては、この地方一括交付金についてどういうふうな手当てをするかということを行行政刷新会議で検討され、さらには新年度の予算編成について内閣が示して、国で予算審議がされるというようなことで、まだ方向的には出ておりません。というところを踏まえて、下水道整備事業としましては、今年度下水の全体計画を策定中でございます。これは、平成20年度に上下水道事業審議会で下水道の全体計画を早急に立てるというふうな答申をいただきました。

その答申の中身を見てみますと、審議の中では三つの種類がございました。議員がよく御存じのとおり、A案、B案、C案。A案といいますのは、今の下水の3処理区を除いた地域につきましては、全部下水道で行っていきましようというのがA案です。それからB案につきましては、全体計画は下水道と合併処理浄化槽が相互に生かし合えるような計画をなさいます。さらにC案では、全体計画については全部合併浄化槽でやりなさいというふうな三つ案が出まして、そのうち答申では、B案の、全体計画におきましては、下水道と合併処理浄化槽が効率よく、例えばここでしたら大変離れているところは合併浄化槽、それから込んでいるところは下水道というふうな全体計画を立てるという答申をいただきました。それによって、今年度、下水道の全体計画を今策定中でございます。今後につきましては、産業建設委員会の方で具体的な全体計画の原案をお示しして、それをもとに、例えば幾らぐらいかかるんかというふうな試算をお示ししたいというふうに思っています。しかし、新年度におきましては、先ほどの財政の説明のとおり大変厳しいものがございますので、とにかく下水道整備につきましては全体でどのぐらいかかるんかと、それからいざ実施する場合にはどこからやっていくんか。その辺ではどのぐらい要るのかというふうな財政シミュレーションも当然示したいと、かように思っております。とにかく下水というものを、ほかの文教とか福祉をやるについての同じ土俵に上げたいと。そして、下水そのものも一緒に考えていきたい、かように思っております。しかし、国の財政、それから市の財政とも考えざるを得ないというのが現状でございます。

さらに、リサイクルセンターにつきましては、一般廃棄物の処理基本計画を平成20年度に立

てました。それによりまして、平成23年度にリサイクルセンターを建設しようと。それには、粗大廃棄物の有料化とあわせて考えていかなければならない、かように思っております。以上であります。

〔7番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） まず下水の方ですが、今の政府の事業仕分けもちょっとおかしいと思うのが、コンクリートから人へということで、環境をよくしなきゃいけないんですよ。また環境に皆さんの力をかしてくださいと言っている割には、下水の部分を打ち切ろうとしているわけですね。こんなおかしなことはないと思うんですよ。一体政府は何を考えているのかと私は思います。ただ、それに対して、我々の計画のA案、B案、C案、これを選択したときもそうですが、これのシミュレーションの一番の基本は、すべからく政府、また日本の国からの下水に対する後押しがあってということで考えた案でございます。果たして、このあいまいな状態の中で下水をお進めになるのか、そこら辺の考え方をお聞かせください。

議長（小川勝範君） 河合環境水道部長。

環境水道部長（河合 信君） 今の時点では、事業仕分けというふうな国の段階でございますので、先ほど申し上げましたが、行政刷新会議とか新年度の予算内容、それから国の総理の考えがまだはっきりしておりません。今の状態でしたら、補助金というものは地方一括交付金になるであろうというふうな状態でございますので、それがはっきりした時点において瑞穂市も考えていかなければいけない、かように思っています。

〔7番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） 審議会の方でA案、B案、C案と、その中でB案ということで決まったわけですが、確かにそれから以降の大きなデフレでまた金額もかわる可能性はあるかもしれませんが、私たちの会派で合併槽を一遍見直してみようということで、せんだって、その勉強会をやってみました。そのときの感想をちょっと申し上げますと、合併槽もかなり進行している。それと同時に、合併槽から出る終末的な液体と申しますか、処理した部分ですね、決して下水に劣らないのではなかろうかという感触も得たんですが、そういったことも今回の下水のいろんな予算化の中で計画、また考え、また勉強してもらっているのか、そこら辺、ささいなことではございますが、非常にこの勉強は大事だと思いますので、お答えください。

議長（小川勝範君） 河合環境水道部長。

環境水道部長（河合 信君） 話がだいぶ細かくなってきましたけど、それも踏まえて一回原案を出してみたいと思っています。ただ、ここで私が合併処理浄化槽はどうで、下水道事業はどうというようなコメントはちょっと差し控えたいと。ただ言えることは、下水道の放流水B O

Dは15ppm以下常時となっております。それで、合併処理浄化槽というのは1日の平均が20ppmということで、その基準からいきますとかなり差がある。しかし、これから合併処理浄化槽もどんどんと技術革新されてよくなってきておるといような認識は持っております。ですから、その辺を踏まえて、例えば住宅の密集地におきましては下水でやっていこうとか、それから遠く離れたところは管路が長くなりますので、その辺を合併処理浄化槽でやっていこうかというふうな計画の段階において、それは具体的にお示しし、またそういう点においてはかなり合併処理浄化槽の方も技術革新されてよくなってきておると思います。その辺の立証につきましても同時にやっていこう、かように思っています。

〔7番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） ただいま部長から答弁がありましたとおり、両方並行して勉強して行ってほしいというか、進めて行ってほしいと思います。私たち議員も、その点、勉強していきたいと思っておりますので、お願いします。

それではその次に、市長のマニフェストにもございます緑豊かな公園整備。

今、公園の大切さ、物すごく問われています。ところが、実態は使われていない公園が結構ございます。公園の整備の難しさ、そこには随分格差があるように思います。あるところでは、あしたにもつくってほしい。私は地震になったらどこでブルーシートを敷くんやねと、どこにもあらへんがねと。グラウンドもあらへんがね。やっぱり公園が欲しい。それと子供たちが安全に遊べる公園が欲しい。やはり、そういったすごく高いニーズがあるところもございます。ところが、つくったはだれもない。さあ、この公園整備について、市長はどのようにお考えかお聞かせください。お願いいたします。

議長（小川勝範君） 福富都市整備部長。

なるべく答弁は、20年度の予算についての質問でございますので、余分な答弁はしないように。

都市整備部長（福富保文君） 都市公園の整備につきましては、今年2月に議員に配付しましたように、公園緑地基本計画の中で、公園整備の必要なゾーン、その他公園用地の市街化が進んでいる中で、公園用地の確保等を考えております。基本計画の中では、4種類の、先ほどお話がありましたように、防災拠点のオープンスペースの確保、避難所等のスペースの確保等、4種類ぐらいに分類して整備方針を立てておりますが、現在考えておりますのは、その中で特に公園の整備内容、位置等につきまして、整備しようとしている地域の皆様方からの要望等をも中心にして、用地確保の可能性その他を検討して、今考えております。先般、委員会でもちよっとお示しをしましたが、そういうところで地域の中でできるものからつくっていこうという考え方をしております。

財源につきましても、その規模や関連事業とさまざまな整合性の条件がありますが、考えられるものとしましては、現在行っておりますまちづくり交付金事業の中で、これは瑞穂中央地区ですが、その中で基本的には4割の交付金がございますので、こういうものも活用して、地域の中でできるものを22年度に事業化したいというふうに考えております。その他の公園につきましても、現在、市が所有しておりますいわゆる遊休地ですが、こういうものにつきましても、土地財産特別委員会の方にも利用方法については投げかけがしてございますが、こういうものの利用についても公園として利用できるもの、こういうものについても順次整備を進めていきたいと考えておりますし、あと自治会の中で無償で貸与できるもの、小さな公園ですが、こういうものにつきましても自治会の方でそういう話し合いがまとまれば、整備の方向で進めていきたいと。既に何か所かのそういう小さな公園の整備をしておりますので、そんな形で22年度については考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） この公園整備ですね、本当にニーズの高いところは物すごく欲しがっておられます。それと、まずよその市町の公園をよく見てきてください。やっぱり一工夫あります。使われておられる公園というのは、本当に一工夫あります。それをよく部長、見てきてください。どこかへ家族で出かけたらず公園に寄ってみる、これが必ず生きてくることになると思いますので、そのもとに大事に大事になってくるお金を使ってほしいと思います。

それから、時間の都合もございますから次に移らせていただきます。

学童、それから園児が、この岐阜県におきまして瑞穂市は珍しく増加しております。この教育のための機関、設備、そういった施設に対して、来年度、2010年の予算の中でどのようにお考えか、お聞かせください。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 児童・生徒の増加に伴い、これまでに本田小学校、穂積小学校、南小学校の増改築等を行ってきたところであります。また、現在、穂積中学校の改築を行っているところであります。これは継続で来年度もということでございます。さらに来年は、巢南中学校の増築を計画しているところでございます。

なお、今後予定されますのは牛牧小学校の増築、西小学校の増築、また運動場の拡張、あるいは屋内運動場の改築等、やらなければならないことばかりでございます。今後、順次進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） 福祉部の方の保育所の整備について、ちょっとお話しさせていただ

きます。

御質問のように、児童が増加しているということは思っております。そのため、今年度につきましては、牛牧第2の方の増築を計画しまして、来年度につきましては旧の施設の方を改修させていただきたいというふうで予定をしております。これによりまして、5歳児の保育の実施への拡充や、また3歳未満児の定数を拡大させていただきまして、保育の充実を図っていきたいと考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

〔7番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） 非常に財政が厳しい折ですが、やはり今、幼稚園の子、それから保育所、物すごく増加、これはありがたいことだと思います。どうか、なるべくなら予算を通していただいて、本当に素晴らしい教育ができるまち、そういったものをつくっていただきたいと思います。時間がありませんので、くれぐれもよろしくお願いいたします。

その次に移らせていただきまして、前回、臨時議会で行った職員の皆様の賞与の削減、それから給与の削減、人事院の勧告によるものではございますが、一応議案としてはそういったことにならず、否決ということになりました。ただしそのときに、もしも本当にこれだけお金がなくて大変だということであって、常勤の特別職の三役の方、仮にこれは瑞穂市においては審議会を通さないといけないということではございますが、これだけ厳しいんだから私らも下げてもらって職員みんなも泣いてくれへんかと言ったら、案外通ったかもしれませんね。そこに私、ちょっと不信さを感じます。

審議会ということは確かにございます。でも、審議会は私たちが審議会にいるから、職員みんな、かわいそうやん。まず私らが先じゃないかということがもしあれば、そこら辺、どのようにして審議会がつくれ、このような形になってきたのか私はまだ知りません。ただし、これから避けて通れない道じゃなからうかと思えます。それと同時に、私たち議員の定数も同じことかもしれません。避けて通れない道がいずれ来ると思いますが、このことに関しまして、市長、御答弁いただけるとありがたいと思えますが、よろしくお願いいたします。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私の方からお答えさせていただきます。

過般の臨時議会におきまして職員給料の減額の関係で出させていただき、否決になりました。他の市町はすべて可決されたところでございますが、ラスが低いとかいろんな関係であっての議会の御決定だと思います。

そんな中で、常勤はどうかというところでございます。御案内のように、職員の給与は、一度決まりますと、公務員の関係は定年まで大きな失敗がなかったら確実に身分保障がされております。そこで、年齢に応じて給料もそれなりに上がっていくわけでございます。これは御案

内のおりでございます。そんな中で、今、日本経済が極めて厳しい中で、一般企業の何百社の平均をとりまして、それに比較すると公務員はいいというところから、人事院勧告であいっただけの勧告があったわけでございます。そんな中で、常勤の方がやればというところでございますが、常勤といいますと3役、私と副市長と教育長でございます。御案内のように、私どもの特別職というのは、私は住民の選挙で選ばれて、任期は4年でございます。4年しかございません。4年たったらまた厳しい洗礼を受けなくては。それと職員と一緒にしていただきましたら、そういう中で報酬も決められてきておるわけでございます。

私は、こういった減額措置とか思い切ったこと、それは選挙でやはり掲げてやるべきでございまして、こういったことがあったということではございません。ですから、今回のあれにも名古屋市の河村市長は選挙で自分に下げて出ております。あとの市町でこの常勤特別職を下げているところはどこもございません。そういう状況でございまして、あくまでも選挙で選ばれたあれで、それも報酬審議会で決められたわけでございます。私どもが勝手にすると、逆に職員の関係の方もいろいろ気づくわけでございます。私としてはその気持ちは十分持っていますが、いろんなことを、よその市町を兼ね合わせますと、私はこのまちだけがそれをやらんというのではないわけです。そこら辺の職員の給与と、特別職のあれとは違うことを御理解いただきまして、よろしくお願いを申し上げたい。

以上で答弁とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） 市長のおっしゃられることはよくわかります。確かに名古屋の市長もそのようなことでしたね。でも、岐阜県知事はそうでもなかったような気もしないではないです。ですから、やはりそれぞれの自治体によって違うのかなという気持ちはします。でも、その後、市長が11月19日、この次の質問にもかかわることではございますが、「きらりと輝く地域力・市民参加のまちづくり」という文書を市の職員さん全員に配付されました。中身もすばらしいです、本当に。それと同時に市長の思いも伝わってきます。

ただ、この文書を配るにしましても、やはり市長が、おれもいざ、給料を下げてもらっても。おれもこのまちを愛する気持ちはあんたらとかかわらへんのやということを何かで表現なさっておられれば、この文章の職員の皆様方の認識度も全然違うと思います。やはりそのようなことを今後考えてみていただきたいと思ひますし、それと同時に、もう時間がございませんので最後ではございますが、市長から市の職員の皆様方にと、それから瑞穂市のこの5万人、この予算編成について、メッセージを送ってあげてください。どうか元気を出せよ、我々一生懸命いい予算をつくるで、いい施設をつくるで、またみんなを何とかフォローしていくからと、そのようなメッセージを送っていただきたいと思ひます。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） この2010年度の予算編成に対してということで、いろいろ御質問をいただいております。

この新年度予算の編成の方針につきましては、事務方と協議をし、先般、職員にも市長名のお知らせ文書でもって通知をしました。この文書で私が職員が伝えたかったのは、市民参加の場、つまり仕掛け、仕組みをつくりながら、限られた予算を最大限に活用した予算編成をしてほしいという思いでございます。お金がないから仕事をしないというのは簡単でございますが、それでは責任放棄の何物でもありません。お金がなくてもお預かりしている税金を最大限に活用する、その手だてを講じなければ、知恵を絞った予算編成ではないということでございます。そのためには、市民に情報を公開し、かつ市民の声に耳を傾けまして、そして議会、市民とともに、何から進めたら限られた予算を最も有効に使うことができるかを考えていく必要があるというのが私の持論でございます。マニフェストにも掲げさせていただいております。

いずれにしても、今は予算編成の最中であり、これが形になった時点で議会の皆様にも御議論をいただけるものと思いますので、ひとつ御理解をいただきまして、しっかりと職員と力して市民の負託にこたえてまいりたい、このことを申し上げまして、私の答弁にかえさせていただきます。以上でございます。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） このような経済情勢ですので、市長が前回の市長選のときに掲げられましたマニフェスト、かなり実行された部分もございます、街路灯の部分とか。ただし、今後の部分につきましてはもう一度見直してもらって、やはりこの部分は延ばしてもいいじゃないかと、恥にはならないと思います。やはりこの経済情勢ですので、だれもが理解してくれます。確かに選挙のときにマニフェストには掲げたが、今やるべきじゃない、これは繰り延べてもいいんじゃないかと、再度見直しをしていただく。その上で2010年の予算編成にかかっていたきたいと思っておりますし、まだまだこれから悪くなるはずで、そのときに、あの市長だったらついでいこうと思われるようなしっかりとした予算編成、そしてマニフェストの変更を行っていただきたいと思っております。

きょうはいろいろ厳しいことを申し上げまして、本当に申しわけなかったかもしれませんが、いま一度マニフェストの変更もお考えの上、予算編成をとり行っていただきたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

それでは、これにて私の会派代表としての質問は閉じさせていただきます。ありがとうございました。

議長（小川勝範君） 次に、日本共産党瑞穂市議団、土田裕君の発言を許します。

土田裕君。

11番（土田 裕君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、質問通告どおり、日本共産党瑞穂市議団を代表しまして質問させていただきます。議席番号11番 土田裕です。

通告事項は、1番目として障害者の方の雇用対策について、2番目として障害者の方の窓口相談の拡充について、3番目に事業見直しとして、4項目に分かれて関連して絞って質問させていただきます。

以下、質問席にて質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

近年、社会福祉政策の動向を見ます限り、国は聖域なき構造改革の下で予算縮減を推し進めてきたために、安上がり福祉につながる政策を生み出しています。障害を持つ子供たちが世間に遠慮を重ねて生きている家族が存在していることを、どれだけ皆さんは知っているのでしょうか。特に老夫婦の場合は、障害のある子供がいることによって負い目を感じながらずっと生きています。安心して暮らせる環境と、障害者に対する共同体意識が地域の中で構築されている中で、一般的には親元から離れ、自分の人生設計に向けて社会人として社会活動をしながら、自己実現を確立するために一生懸命頑張ってみえますが、現実的にはできない人が多く存在していることを忘れてはいけません。中には、ストレスやリストラ等の家庭内の悩みから、先進国日本では年間3万人以上の自殺者を出し、そして精神疾患の増加やホームレスになる人がふえ続けている実態であります。一握りの人だけが経済的に豊かで、獲得しながら、その場では乾いた砂のように落ちていく障害者の存在を、苦難の生活が待ち受けているのも実態でございます。11月29日日曜日、毎日新聞の記事の内容でございます。不況で雇用情勢が悪化する中、県内で雇用されている障害者数、これは6月1日現在ですが、前年度同時期に比べて3,665人の中から55%減、92人の減り3,573人となることが岐阜労働局のまとめでわかりました。県内の民間企業1,094社の中で、障害者の法定雇用率を達成した企業は589社にとどまり、前年より34社も減っています。深刻な不況から、障害者の働く場も奪いつつあります。

そこで質問にさせていただきます。精神保健法改正により、法定雇用率の算定がされるようになり、福祉手帳を保持する方も含め、障害者が何人おり、また就業を希望しながら職につけない方が何人いるのか、この市の方の実態をお知らせください。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） それでは、土田議員の御質問に対してお答えさせていただきます。

まず最初に、瑞穂市の障害者の手帳をお持ちの方の実数について報告をさせていただきます。

身体障害者手帳保持者につきましては1,383人、療育手帳の方が280人、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が125人という、いずれも21年3月31日現在の数字でございます。

そこで、このような中、岐阜県で今、厚生労働省の岐阜労働局の障害者の雇用状況の発表によりますと、岐阜県の障害者の方の雇用状況としましては、平成20年度身体障害者の方が2,775名、知的障害者の方が839名、精神障害者の方が51名、合計3,665名の方が勤められているのが20年度の状況でございます。21年度の状況としましては、身体障害者の方が2,683名、知的障害者の方が814名、精神障害者の方が76名、合計で3,573名という状況でございます。

そのような中、市の方にもいろいろな相談がございまして、市の障害者の方の就労支援でございますが、就労を効果的に推進するために、ハローワーク、岐阜障害者就業生活支援センター、岐阜障害者職業センター、市で障害者の方の相談支援事業を委託しております社会福祉法人事業所などの地域の社会資源とネットワークを構築させていただき、各機関と連携をして情報の共有化を図っておる状況でございます。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） 2番目にちょっとお聞きしたいと思います。

障害者の雇用の促進に関する法律では、義務とされている法定雇用率が1.8%と定めています。この率に達しているのかどうか。まして達していなければ、今後の対策についてお知らせください。よろしく願いいたします。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議員御指摘の法定雇用率についてでございますが、調査日の6月1日現在の数値で、市役所関係の数値を報告したいと思います。瑞穂市役所の法定雇用率は、地方公共団体は48人に1人の2.1%となっておりますが、市の雇用率は3.01%で、実人員が7名、そして換算人員が9人でございます。この換算人員というのは、身体障害者の程度が重度であると2名に換算できるということで、このようになっております。

それから、次に市の関連団体としましては、これは関連団体というのは公共団体ではございませんので民間企業と同じ扱いとなりまして、56名以上の常用雇用者を雇用している事業所に報告が義務づけられておるわけでございますが、ちなみにみずほ公共サービス株式会社については常用雇用者数は49名で、法定の56人には達しておりませんが、一応雇用率は4.08%で、実人員は1名でございます。障害程度の換算人員では2名ということでございます。また、財団法人瑞穂市施設管理公社は常用雇用者は43名でございまして、雇用率は4.65%、実人員、換算人員とも2名ということでございます。瑞穂市社会福祉協議会は常用雇用者は46名でございまして、雇用率は残念ながらゼロ%でございます。要するに、法定義務の56名以下ということで、法定外の事業所という位置づけになっておるわけでありまして。市関連の企業並びに団体はこういう状況でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） この質問の中で、前回議会で堀武議員が質問された事項に復唱するような感じでございますので、細かい詳細は追って経過等を聞きながら、次回に持ち越したいと思っています。

次に3番目として、市内企業の雇用状況をどう雇用の指導をするのかという題目で質問させていただきます。

地方公共団体ばかりでなく、一般事業主に対しても雇用義務が課せられています。市内の企業でこの率を達しているところが少ないと推察されますが、実態を把握しているのかをお知らせください。

また、法定雇用率を達していない企業に対して、市の直接責任はないとしても、障害者における、雇用するような本当に厳しい状況の中で、どのように指導するのか、その考えはどうか、聞かせていただきたいと思っています。よろしく願いいたします。

議長（小川勝範君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） ただいま議員御質問の障害者の市内企業の雇用状況でございますが、市内の企業者の数字については直接把握はしてございません。それで、ハローワーク岐阜管内の現在における実績をお示しますと、445社中、法定雇用率が一般企業については1.8%でございますが、達成率が49%ということでございます。ハローワーク岐阜に聞きますと、事業主各位への指導につきましては、障害担当者1名がこの445社について企業訪問をして指導等をしておりますが、1名でするので大変困難な状況にあるということで、なかなか進んでいない状況でございます。それと、県の方では、岐阜県雇用支援協会、これが事業主主体のあれですが、ここでも独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の委託事業によりまして、担当者2名が企業を訪問して、障害者雇用に関する相談、アドバイスを実施しております。

議員御指摘のように、市の方では義務的なあれはございませんが、国・県・市が協力して雇用の推進について行っていく必要があるというふうには考えております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） ありがとうございます。

実は、この質問の経過といいますと、25歳の女性の方が少し障害を患って、ひとり暮らしをアパートでしている現状でございます。しかし、いろんな状況の中で考えますと、その企業自体の受け入れ体制、精神疾患を患っている関係で仕事等がおくれがち、並びに覚えが少ないということで、首を切られて職を転々としている。そういう現状の相談をかけられた事態があります。生活保護の関係もございまして、いろんな事情で相談に乗って、職員の方とともにお話

を聞きながら、解決の方向をどうしたらいいかというようなものがございしますが、そういう中で一番の問題は、こういう方々に障害手帳を交付する中に、どのような法律があるのかとか、そういう障害が持たれている中で行政としてどのような方向づけをしていただくか。保健指導が必要な時期もございします。本当にこの方々が生きるためには、やはり国並びに地方の窓口が何とかしなければいけない状況じゃないかと思ひまして、現在、この方はある瑞穂市の病院に通院をされています。やはり家族ともども一緒になって、この子供がどう生きていくかということを考えなきゃいけないことがあります。国の事業が大きいかもしれませんが、市としてどう思うかが問いただされる時代だと思ひて質問させていただきました。今後、またいろんな事情がかかりますけど、何とぞこういう方々に福祉の心を持って接していただきたい、その思ひでいます。

次に移らせていただきます。

2番目として、障害者の方の窓口相談の拡充ということについて、専門資格増員はいるかという項目で、福祉担当は地域の福祉サービスの充実を図るために、量と質の決定に深くかかわっています。地域の住民へ情報提供する責務を果たさなくてはなりません。精神保健福祉士を増員されるといいますが、今後瑞穂市としてどのような専門職を設けますか、お答えをしていただきたいと思ひています。よろしくお願ひします。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） それでは、障害者の方の窓口の拡充の部分でございします。

現在、福祉部の福祉事務所におけます資格保有者といいますか、資格を持った職員が、社会福祉士が1人、社会福祉主事が9名、保育士が3名、保健師が1名ということで、14名が有資格者でございします。今議会の一般会計の補正予算の中で、精神障害者の方への専門的な指導・助言を図るために、精神保健福祉士、または保健師の有資格者を臨時的に雇用するように予算をつけさせていただきました。当然、今、大変精神的な相談の方の部分が多うございしますので、今後も住民サービス、また福祉サービスのためにもそういう精神保健福祉士を雇い入れまして、充実を図っていきたいと思ひておりますので、よろしくお願ひいたします。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） ありがとうございます。

障害者にまつわるいろんな状況を考えますと、大変厳しい状況の中で、一般企業並びに健常者の方たちも就職難、大変厳しい状況になっています。何とぞ、先ほども述べさせていただきましたんですけど、そういう方々に対してケアする方向をしていただきたいとお願ひいたしまして、この質問は終わらせていただきます。

2番目として質問をさせていただきます。

来年度以降、年間300億円の医療費の財源不足が見込まれている。県が策定を進めている行財政改革アクションプランが、県が10月に公表した素案が打ち出されました。県事業の移管、公共設備の見直し、外郭団体の見直し、市町村補助金の見直しの分野について議論がなされています。今回、私は、県の補助金削減の折に、この福祉などが大変影響を及ぼすんじゃないかということの観点から、四つの項目に関連して質問をさせていただきます。

一つ目として、福祉関係で補助金等2分の1の補助がありましたんですけど、3分の1に削減するような動き、並びに廃止等というような項目に分かれてございます。るる改変はありますが、福祉関係について2点ほどお答えをしていただきたいと思います。

一つ目として、身体障害者など福祉対策事業費補助金、そして2番目として、障害者いきいき住宅改善助成事業というものが削減の対象になっています。並びに、これは10月現在調べてきたものでございます。私の入手したのが11月ですので、今12月ですので大分かわってくる状況もでございます。削減の見直し等もございしますが、それを含めて、国保関係、学校給食関係、そして子育て支援として保育事業関係4項目に対して質問をさせていただきますので、まず福祉関係の2項目についてお知らせください。よろしく願いいたします。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） まず個別の補助金の前に、市全体の考え方だけちょっとお話をさせていただきます。

今、土田議員の、県の財政逼迫を受けた福祉関係の事業見直しでございますが、市がこの状況を把握したのが、ことし9月4日に瑞穂市で開催されました岐阜県副市長会の席で初めて県が赤字団体に転落回避と県民ニーズにこたえた政策展開との両立ということで、県単独市町村補助金の見直しを検討している旨の説明を県の総務部長より受けました。このときは、あくまで提案でございまして、決定ではなく、市長会の回答をもらいたいというような趣旨でございました。そこで、会議で審議がなされたものの、簡単に結論の出るテーマではないため、改めて会議を開くことになりまして、その後二、三度やりとりがございまして、去る10月2日に県市長会が開かれました。そのときに、副市長会でまとめた「岐阜県行財政改革について」という文書が決定を見まして、同月7日に市長会と市長会の役員が県知事に緊急の申し入れを行われまして、その内容が、県の自助努力がされておらず、基本的に説明責任が果たされていないというような内容であったわけでございますが、この回答が去る11月5日付で知事名で、「緊急申し入れ書に対する回答」ということで来ております。この回答書の概要は、県が行財政改革に取り組んできた現状と歳入の見通し、それから事業の廃止、休止、縮小等を検討している施設の一覧があった程度でございまして、市長会が求める内容とはほど遠い内容であったように思います。

そこで、一方では補助金削減の考えが県議会やマスコミ等に公開をされまして、あたかも決

定した事項のように報道もされておるわけですが、現段階では何ら決定的な文書や通知は受けていないというのが実情でございます。本市としましては、一応県が示した補助率の削減率で試算をしております。ちなみに、県の負担分を市が補助することとしますと、今年度ベースで約7,600万円、それからこれを21年度ベースに置きかえますと、人口の伸び等も勘案しますと約1億円の負担増とならざるを得ないという見込みをしております。

そこで、今後市はどのように対応していくかということですが、これは事業ごとで考えていくべきものと考えておりまして、要するに事業の効果ですね。対象者数の数とか目的等を総合的に勘案しまして、場合によってはスクラップ・アンド・ビルドという考え方も取り入れながら、限られた財源でございますので、より効果の高い事業に配分していくという基本理念は、福祉行政にも当てはめて考えざるを得ないと思っております。したがって、今後の予算査定の中で慎重に補助率等を見きわめていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。個別の事業については、担当の方からお答えをさせていただきたいと思っております。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） それでは、今、企画部長が御説明させていただきましたので、そのほかの福祉関連部分でございます。

身体障害者の福祉対策事業費が、2分の1から3分の1の見直しというような動きがございます。それに対しましてどのくらいの金額が出るかといいますと、当初21年度予算につきましては44万円の予算を計上してございます。それが2分の1から3分の1になれば、14万6,000円が市の持ち出しになるのではないかと考えております。

また、2番目の身体障害者いきいき住宅改善助成事業の方でございますが、これにつきましては廃止ということですが、これにつきましても、21年度予算当初に75万円になってございますが、それが廃止で75万円ぐらいの影響が出るのではないかと考えております。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） それでは次の、保育事業関係のことを3項目について質問させていただきます。

1番目として、低年齢児の保育促進事業費補助金、並びに2番目として乳幼児保育促進事業費補助金、3番目に小規模児童クラブ事業費補助金がございます。保育、子育てとして重要な課題だと思いますので、福祉部長、お答えをお願いいたします。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） それでは、保育事業の方について説明をさせていただきます。

まず、1番目の低年齢児保育事業の方でございますが、これは本市につきましては該当して

ございませんので予算計上がしてございません。

2番目の乳幼児保育特別対策事業費補助金の方でございますが、これは無認可保育、いわゆる託児所への補助金でございます。21年度の補助率は2分1でございます。ゼロ歳児及び1歳児を受け入れております託児所への補助金で、1人当たり月額、ゼロ歳児につきましては3万5,130円、1歳児につきましては1万1,710円の補助をしておるわけでございます。21年の当初予算の歳出では、ゼロ歳児が9名、1歳児が6名を見込みまして、総額463万8,000円の補助を計上してございます。また、歳出の方で県の補助金2分の1でございますので、231万8,000円の計上をしてございます。それは3分の1の補助率になった場合は、77万3,000円の県の補助金が減額になるかと思っております。

3番目の小規模クラブ事業費補助金の方でございますが、いわゆるミニ児童クラブへの補助金でございます。これも21年度当初予算で99万円の県の補助金を計上しておりますが、これも3分の1になれば33万円ぐらいの県の補助金が減額になると考えております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） 福祉関係の2番目に質問した障害者いきいき住宅改善補助事業、車いす、障害者の方々の手すり等の住宅の改善の補助事業でございますが、この事業を見直し、廃止というようなものがございまして、いわゆる県会の議員に聞きましたら、別な方向でまた見直し法案が出ておると、また違う事業で補助金が出るということがわかってまいりました。なかなか詳しいことはまだわからない状態でございますが、そういうことを福祉部長、御存じでしょうか。ちょっと参考のためにお聞きしたいと思っております。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） うちの方には、まだどういう事業を変えられて実施していくかというのはちょっとお聞きしてございませんけれども、そういうふうに変えればと思っております。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） 続いて国保関係、私が一番関心を持っている部門でございます。それについて6点ほど質問をさせていただきます。

1番目として、重度心身障害者医療費負担金助成費、そして乳幼児医療費負担金助成費、3番目、父母子家庭等医療費負担金助成費、そして4番目、これは審査分と協力分がございまして、いろいろ福祉医療費の助成事業費補助金として、審査段階においてのものでございまして、それをお答え願いたいと思います。6番目として、国民健康保険財政健全化特別化対策費補助金というものが削減の対象になっております。以上6点、よろしくお知らせください。

議長（小川勝範君） 森医療保険課長。

医療保険課長（森 和之君） 御質問にお答えいたします。

国保関係の中で、まず福祉医療関係でございますが、重度心身障害者、乳幼児、父子家庭・母子家庭等の医療費の一部負担金の助成及び福祉医療費助成事業のレセプト審査分、協力費については県より補助金の交付を受けて実施しております。対象となる方は、10月末時点で重度心身障害者医療の方は1,088名、父子・母子医療合わせて851人、就学前の乳幼児は3,752名、合計で5,691名と、多くの方がこの受給対象となっております。仮にこの補助率が3分の1になった場合、瑞穂市の負担増ですが、平成20年度ベースでは5,450万円ふえるものでございます。

続きまして、国民健康保険財政健全化特別対策費補助金ですが、通常の療養給付費は国が給付に対して34%負担していただきますが、地方独自の単独事業である福祉医療費助成分については国庫対象給付費から減額対象となるため、県が地方単独事業波及増分として特別対策を始めたものでございます。これにつきましても、平成20年度決算ベースでは、この補助金は702万1,000円ございました。

以上で答弁とさせていただきます。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） 国保関係の事業、大変大きな金額になっています。健康保険は、国民健康国保法に規定されて、健康で文化的な最低限度の生活を保障する日本国憲法25条に医療面で保障されている状況でございます。国の事業、並んでございますが、こうして弱い者いじめをするその実態、高く払えない国保税等がございますが、いろんな状況を考えながら、どのような国の事業であっても、市として今後、国保の赤字、大変厳しい状況というようなことが取りざたされている中で、市長に一つお聞きしたいと思っています。

今の国保関係で今後どうしたらいいか、少し御答弁があればお答えを願えたらと思っています。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 国保会計の赤字の云々というお話ですね。この件につきましては、今21、22年というふうに予算時期でございます。21年度につきましては、今推計を見ておるところでございますが、またこの話も出てくると思いますが、療養給付費が相当加算、いわゆる大きく伸びておるわけでございます。そういった意味で、どうしても受益の部分、それから支払いの部分、受ける部分をどのように補てんをしていくかということは考えなければならないというふうに思います。そういった意味では、国保の保険税の見直しも当然視野に入れなければならない。反面、また医療費削減についても考えなければならないというふうに思っています。そういった意味で、国保の中の医療の削減に対しては、特定健診というものが始まっておりま

す。この受診率を上げることによって、保険者、被保険者それぞれが自分の状態を十分把握した中で、自分はどのようにして医療の削減をしていいのか、あるいは体にとってどういうふうにして健康を保持していくか。それからまた、国保の構造的なこともございます。それは、いわゆる社保に入っておられた方が定年退職されれば、当然国保加入にして、潜在的には被保険者がふえていくわけでございます。そういった意味で、体がどうしても医療面が多い方が高齢とともに発生するわけでございますので、その辺のことも分析をしがてら、国保のあり方、収支を考えた中で検討してまいりたいというふうに思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） 税の負担の平等性ということで、私たちが訴えている資格証明書並びに短期保険証の問題にもかかわってみえるかもしれませんが、やはり問題は、いかに福祉の気持ちを持って対処しなければいけないか。副市長の答弁、わからんではございませんが、問題は、この憲法で保障されているようなものと、国の保険料の事務負担費等が削減して大変厳しい状況の中であるというようなことも知っていますが、問題はそこに尽きるんじゃないかと。それと、滞納をしながら、先ほども述べましたんですけど、これを払わなくて、また県・市民税の滞納等がございます。それと、きのうも相談に乗ってきた状態でございますが、税の平等性を考えますと、確かに副市長の答弁は間違いがないと思っておりますが、そこを何とかそのような光を与えていただきたいという気持ちでいっぱいでございます。今後、このような議論を闘わせていただきますので、何とぞよろしくお願いいたします。

最後に、学校給食関係で、学校給食地産地消推進事業補助金ということで、JAと提携を結びまして瑞穂市の学校給食は提供されておりますが、そのことについてお答えを最後にしていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（小川勝範君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 学校給食地産地消推進事業補助金は、商工農政課の方で予算計上しておりますので、私がお答えをさせていただきます。

この補助金は、学校給食において子供たちがより身近に感じるように、地産地消を通じた食農教育を推進し、地元産を初めとする県産の産物に愛着を持つことにより、将来的な消費の拡大につなげるという目的で事業を実施しております。事業補助金の事業主体は、先ほど土田議員が言われましたように、県の農協中央会で行っております。現在、県の補助率が3分の1、市の補助率が3分の1をもって事業を行っております。県の担当部局は農政部の農政課でございます。

事業見直し分科会の方で内容が50%削減というふうに出ておりますが、平成22年度の予算編

成に当たりまして県の方へ確認しましたが、農政部の方としては現状のまま維持したいというふうに考えておるそうでございます。現在、県からの補助金については60万5,000円、それに市の方を合わせまして121万1,000円、21年度は支出しておりますが、こんな形で推移を見守っていきたいと考えております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） 以上、いろんな項目に分けて質問させていただきました。大変厳しい状況をわかってきたような感じがします。先ほど、新生クラブの代表の棚橋議員も述べていただいたんですけど、コンクリートから人へというようなものが出てきました。これは民主党の政権の公約、キャッチフレーズというようなものでございますが、先ほど述べたように、箱物行政より人だというような気持ちを持って、福祉の気持ちを持って施策に臨んでいただきたい、その旨で質問を終わらせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

議長（小川勝範君） 議事の都合によりまして暫時休憩をいたします。なお、11時05分から再開をいたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時10分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

公明党、若井千尋君の発言を許します。

若井千尋君。

13番（若井千尋君） 議席番号13番 公明党の若井千尋でございます。

小川議長のお許しをいただきましたので、通告に沿って一般質問させていただきます。

国会においては新政府が発足し、3ヵ月が過ぎました。政権が変わり、来年度の概算要求の無駄を洗い出すとのふれ込みで、政府の行政刷新会議が実施している事業仕分けにより、多くの事業が次々と廃止、または見直しといったぐあいに選別されていくさまをマスコミは連日報道いたしておりました。前半は220件、447事業を対象に、1件当たり1時間の公開協議で存廃を判定するやり方自体が異常であり、多くの国民も疑問を持たれたことと思います。

これまで450億円以上を投入してきた次世代スーパーコンピュータへの補助金は、世界一でなくていいとして事実上凍結。研究者団体が、国益を大きく損なうもので不適切などと緊急声明を出すなど、波紋が広がっております。宇宙航空研究開発機構の中型ロケット「GX」計画も中止と判断。また、抜本見直しとされた地方交付税は、地方自治体の根幹にかかわります。見直しと判定された思いやり予算は、有効な日米関係を支えています。行政刷新会議が独自に判断を下せる性質なのかは疑問に思いつつ、政府にとっては無駄であっても、国の将来にとっ

では数多く国益を損なうような判断を重ねては、政府の不信感が高まるばかりだと危惧するものでございます。

先ほども触れましたように、地方自治のあり方は国政によって大きく左右されるものであり、中央集権から地域主権への道を模索する中で、右往左往する国に依存するばかりでなく、地方行政は自分たちでできることは知恵を出しながら、市民のために市政に取り組む必要性があると確認した上で、今回、私は、大きくは我が市の地球温暖化対策について、都市整備事業について、最後に自治会の役割についての3点を質問席より質問させていただきます。

まず第1点目の我が市の地球温暖化対策についてでございますが、本年、私は6月議会と9月議会で公園、校庭の芝生化について、市長、執行部のお考えをお聞きいたしました。この質問の本意は、我が市の地球温暖化対策への提案であることは言うまでもございません。このほか、公園、校庭が芝生化であれば、子供が思い切り遊んで転んでもけががしにくいといった利点もあることを考えたからでございます。10月には、堀市長みずからこの事業の先進県である鳥取まで視察に行かれ、事業の前向きな御回答をいただき、その見識の高さに感銘するところでございます。

さて、今回は緑のカーテン事業についてお聞きいたします。

ホームページで検索しますと、この事業は植物を建築物の外側に育成させることにより、建物の温度上昇抑制を図る省エネルギーの手法、また、そのために設置される生きた植物を主体とした構造物であると書いてあります。まず、この事業の御認識を伺います。

議長（小川勝範君） 河合環境水道部長。

環境水道部長（河合 信君） 議員御指摘の緑のカーテン、私も実はインターネットで調べました。これは議員御指摘のとおり、日本では古くから用いられてきたものでございます。歴史的には、遮光、目隠しの効果があるものが多くございます。夏の風物詩のすだれ、またアサガオやヘチマなどのように、葉っぱの間をすり抜けてくる涼しい風は、まさに緑のカーテンそのものであると認識をしております。一般家屋につきましては、地球温暖化対策として、夏は暑い外気を入れない、また冬は暖かい外気を取り入れるなど、さまざまな方法がマスコミ等で情報が提供されております。そういう点で、公共施設につきましても緑のカーテンは大変有効な手法であると、かように考えております。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 今の河合部長から御答弁いただきましたように、概要はもう本当に御承知のとおりのところだと思います。私も当然、同じようなことを調べておりまして、現実問題といたしまして、これは数値が出ておりましたけれども、緑のカーテンを設置した場合は、真夏のエアコンの使用量が20%から30%ほどの省エネの効果があるとか、これは夏の暑い日を

想定いたしましたときに、外気温31度のとき、エアコンが2.2キロワットで設定温度が27度から28度と設定いたしますと、1日9時間の使用で約670円ほどの電気代の節約ができたというふうとうたっております。

9月議会にもこれを少し、芝生化のときにも御紹介したんですけれども、役場に緑のカーテンをということで題して、地球温暖化対策に節電の効果があったという新聞の記事がありました。これは愛媛県松前町というところで、ことしですけれども、本年、役場に緑のカーテンを設置したと。同町によると、窓際の室内温度が約5度下がる効果があり、8月の電気代が昨年の同期に比べて、約10万円削減できたという新聞の記事でございました。さらにインターネットを検索すると、本当に多くの自治体が採用しておることがわかりました。

そこで、我が市の地球温暖化対策実行計画、こちらにいただいておりますけれども、ここに対しては、電気使用量に対する取り組みの項目には記載をされておられませんけれども、省エネ対策という部分では取り組まれてみる価値があるかどうかをお聞かせ願いたいと思います。

議長（小川勝範君） 河合環境水道部長。

環境水道部長（河合 信君） 議員御指摘のとおり、地球温暖化対策実行計画は平成20年度に策定いたしました。それは電気使用量のことに関してだけでございます。今、御指摘の緑のカーテンにつきましては、確かに御指摘のとおり、温暖化対策になると思います。これはやっぱり管財情報課、それから財政担当課の方とも今後いろいろ検討してまいりたい、かように思っています。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 今、河合部長の御答弁をいただきましたように、この本の中で実行計画の中で見ますと、瑞穂市の本庁舎、こちらの建物でございますけれども、温室効果ガスの排出量と削減目標の中で、庁舎は25年までに6%の削減をするという目標を持った中で、排出減別二酸化炭素排出量の割合では、電気が99.5%と示してございました。増減の理由として、業務の効率化を図り、残業を少なくして、空き部屋の消灯の徹底や昼休み消灯の啓発によって、電気使用量を6%削減と明記してございます。

その中で、6月、9月に伺った校庭、公園の芝生化というのは、地球温暖化に対して、ヒートアイランド現象といいますか、熱を冷ますということと、今回のこの事業に関しては、やはり庁舎でこれだけの電気料がかかっているということに対して、自然の、しかも簡単で、経費というか、先ほど市長の御答弁にもありましたけど、予算をなるべくかけずに効果の上がることをというような思いで、この事業を御提案させていただきます。

それで、さらに今、よい感触というか、効果があるのではないかという御答弁をいただきま

したので、さらに山口県の山陽小野田市というところでは、本年3月に地球温暖化対策協議会の主催でこの事業を展開し、コンクールを実施したという記事がございました。3月にゴーヤの種を配布して、4月には栽培の講習会などを開催し、市内の個人、企業、公共施設にも参加を呼びかけ、建物に繁茂した写真を8月から9月に募集した結果、個人が43件、企業が16件、公共施設が15件参加して、緑のカーテンの写真展を開催したという記事でございました。受賞者は、室温が下がり電気代が削減できたと記事では紹介しておりました。

今、述べましたように、経費が幾らかかるかとかまではちょっと調べておりませんが、役場でこれだけ電気代がかかっている。執行部の皆さん、また職員の皆さんが残業をなるべく少なくしたりとか、細かい御努力もあった上での計画なんではございますが、身近に市民が参画できる企画として考えておりますけれども、どのようにお考えでしょうか。

議長（小川勝範君） 庁舎管理の関係。

13番（若井千尋君） はい、庁舎管理も含めてですね。これは、要するに公共施設に訴えたいことなんでございますけれども、市の企画としまして、それを市の企業であるとか、また個人に訴えて、行政の方が中心となってこういう企画を訴えて、まち全体で市民が取り組めるような企画としてどう考えておられるかということをお聞きしたいです。

議長（小川勝範君） 本庁管理者、新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 庁舎の管理という部分からお答えをさせていただきます。

今、若井議員のお話のように、夏場、冬場の電気代のCO₂削減ということにつきましては、環境水道部長の方からお話のありましたように、市の実行計画の中で庁舎についても位置づけをしております。夏場のクールビズ、あるいは冬場のウォームビズということで、19度の温度の設定等によりまして電気代の節減に努めているということでございまして、市の公共施設につきましては、庁舎だけでなく、長時間開館をしております公民館、総合センター等もありますので、庁舎全体で昼間の電気の消灯等も含めて、残業等の削減も含めて、職員一丸となって今取り組んでいるというような状況ですが、結果が出るまで、電気代の数字が減るところまでまだ分析ができておりませんが、地道なそうした日常の活動を続けていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（小川勝範君） 巢南庁舎管理者、嶋市民窓口課長。

市民窓口課長（嶋 愛子君） 巢南庁舎の方では、職員の協力を得まして、ただいまですと、暖房の温度を19度で設定して実施しております。そのほか、本庁と同じであります、残業の減ということで、本庁舎はセキュリティーもかけていますので、できるだけ戸締まりをするということで、消灯の方も気をつけて小まめに消すようにしております。ただ、窓口の課がほとんどでありますので、お昼休みですが、全部を消灯というわけにはいきませんが、それぞれ適宜、消灯に努めております。そのほかにはございましては本庁舎と同じです。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） ちょっと最初の通告の質問に、どういうふうにとらえられたかという自分自身の不安もあるんですけども、本当に私がこの件でお伝えしたかったというのは、庁舎だけに限らず、庁舎で今そういう係る経費を削減しておられる御努力は理解しておるんですけども、先ほどの棚橋議員のお話にもありましたように、私もお話しした、国の予算というか、国が右往左往する中で市としてできることという感覚というか、そういうような部分から、市民の皆さんを巻き込んで温暖化対策に取り組んでいけるものがあるのであれば、それを取り入れてもいいのではないかなというふうに思っていて、急なあれかと思えますけれども、本庁舎、また巢南庁舎を管理しておられるお立場で今お話を伺いましたけれども、こういうようなことを調べていただいて、庁舎を中心、また公共の施設を中心としながら、市内に巻き込んでいくというか、こんなようなことを御案内しながら、市の全体の中で我が市の地球温暖化対策に取り組んでいかれるような考えがあられるかどうかを企画部長にお聞きしたいと思いますけど。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） それでは、財政の観点、あるいは企画という立場からお答えをしたいと思います。

現実には、市役所もそういったことを検討したことがあります、部長会議で。それは、ふれあい会館、御存じかと思いますが、ふれあい会館がアサガオの苗をずうっと植えてやったら、温度が2度ほど下がったという新聞報道がありまして、そういったことを市役所もやったらどうかという話がありまして、屋上にプランターを設置して、サツマイモとか、カボチャとか、葉物類を栽培して、多少効果があるかというようなことを実験してみたらどうかという話もあったんですが、水やりの管理とかそういったこともありまして実現には至らなかったんですが、今おっしゃられますように、これはやはり市役所が率先してまず示して、それから公共施設やあちらこちらへ広げていくということは、経費も安くなりますし、ましてやCO₂削減に効果があるということで実証できれば、これは継続的にやるということも一つの手段かと思えます。

ただ、今申しましたように、水やりの管理が必要でございますので、やはりそういった意識を職員が持つということ。それから、公共施設の職員の体制を整えて、枯れないように維持しなければなりませんので、そういった啓蒙もしながら、それが広く一般家庭にも広がっていけば、またいい効果が出てくるなというふうには思うところでございます。そういった方向で一遍、実現する方向で検討はしてまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思っております。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 先ほどもお話ししたように、土地に対して、公園、校庭の芝生化というのは、地球の熱を下げるという部分でお話をしたんですけれども、今回はとにかく建物の電気代を減らしたい。減らせるものであればというような思いから話をさせていただいたということです。

テレビなんかを見ておきますと、地球温暖化、ロシアのヤクーツクというところですかね、見られた方も多いかと思えますけれども、本当に永久凍土がどんどん解けて、まち全体が至るところで地盤が下がってしまうというか、崩れてしまうというか、そういうさまを見ますと、やはりもう地球というのは大分大変危険なところに来ておるのではないかなという一人間として思いはするんですけれども、冒頭からお話ししておるように、我が市の地球温暖化の防止対策という形でとらえると、やはりできることから取り組むと。

今、企画部長がおっしゃったように、水の管理が大変だからというのは、これは管理をする方の意識の問題であって、その意識をしっかりと植えつけというか、みんなで取り組んでいくという姿勢が、市長を初め執行部にリーダーシップがなければ、これは全く何をお話してもならないというふうに思います。ですから、ひとつこれはこういうことをやって、各まちで省エネの対策をしておるということをお話をした上で、以前、試みた御経験を持っておられるということであれば、願わくばもう一度見直していただいて、取り組めるものであれば取り組んでいただきたいなというふうに思いますけど、市長はどのように考えられますか。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私の方からお答えさせていただきます。

若井議員から6月の議会におきまして、公園とか校庭の芝生化という御提案をいただきました。このことからお話し申し上げたいと思いますが、実は私、早速、鳥取の方式を見たいということで、鳥取の方へ連絡をとらせていただきましたが、視察が多いということで、なかなかこちらの都合ではだめでございまして、向こうの指定される日ということで、実は行ってきたわけでございます。これが10月の6、7となったわけでございます。

芝生は高いし管理がしにくいものと、こういう認識がございました。ところが、鳥取方式を見まして、やはり管理も難しいことはない、またそんなにお金もかからない、そんなようなこともよくわかりました。そんなところから、校庭の芝生化のモデル事業ということで、新年度、提案をさせていただきたいと思っています。巢南地区、穂積地区、そして保育所あたりの一部からモデル的に取り組む。これはもちろんボランティア、先ほども言いました、市民を巻き込んだ形でございまして、そういう形でございます。

その中で、今回は緑のカーテンということで、今、御提案をいただいております。それぞれ庁舎の関係についてはお答えをさせていただいたとおりでございますが、市民

をどのように巻き込むか、この地球温暖化に対する認識をどのように深めていただきましてその啓蒙を図るか、そのためにこういうことがありますよということをどのように進めるかというところではないかと思っております。そういう御認識を深めていただくためにも、広報等を通じまして、こういう方法もありますよということをこれから大いにそういった認識の高揚を図りながら、地球温暖化対策が市民も巻き込んで広報等を通じまして、大いにPRをしてまいりたい。苗とかそういうことであれば、本当にわずかな予算で済むことなら、市の方でも考えながら取り組めたらということで、まずそういうPRを試みよう。そんな気持ちでありますので、いろいろ検討を加えるということを申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。ありがとうございます。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 今、市長が御答弁いただきました。まずは本庁舎、巢南庁舎の方から取り組んでいただければ、市民の方にも訴えやすいのではないかなというふうに思います。これは一度また企画していただけるというふうな方向性で伺えたというふうに認識して、続いて同計画書の中で、エネルギーの消費量により少ない建築設備や太陽光発電や風力発電などの自然エネルギーの設備の導入というふうなうたっております。これは9月のときにもスクール・ニューディールのことで、学校に太陽光発電のお話を伺ったときに、たしか私の記憶では教育次長の方から、西小学校には設置をされていて、また新しい穂積中学校にも検討する。また、ほかのところは、ちょっと状況は詳しく覚えていないんですけど、現在、市内の公共施設の中で太陽光発電を設置されている建物というものはあるのでしょうか、お聞かせ願います。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 教育関連施設につきましては、今、議員が言われたとおりでございます。他の施設については、私はほかにはないというふうに把握をいたしております。

議長（小川勝範君） ちょっと若井議員に、質問の内容が若干わからんような状況になっておりますので、ちょっとわかりやすく、なるべく通告をしてある質問でお願いしたい。通告以外の質問はなるべく。

13番（若井千尋君） 大変申しわけございません。

このうたっている公共施設に自然エネルギーを取り入れていくと。太陽光発電であるとか、風力発電を取り入れていくと。これは25年までの目標なんでございますけれども、現在、公共施設に太陽光発電がどれだけ設置されてあるのかどうなのかわからないような現状が、今、まさにその部分やというふうに私は今ここでとらえております。それが、議長がおっしゃるように、質問の意味がわからないというふうにとらえるのであれば、この25年までの計画というの

は絵にかいたもちで終わるのかどうかということ、本当に疑問に思えてなりません。

これ実は、先回伺ったときに、私の記憶では、例えばほかの施設には太陽光発電を設置する場合、重量の問題であるとか、費用の問題とか、いろんなことが考えられると思いますけれども、耐震化の話をしたときに、太陽光発電のものが屋上に設置をできないような施設なのかどうかということ、をすごく疑問に思ったのを今思い出してくるわけでございますけれども、いずれにしてもこれだけ予算が大変な厳しい中ということで、太陽光発電で省エネを考えていくということを片やうたいながら、片や建物の上に太陽光発電が設置が重いからとかいうようなことが議論なされていても、全く意味ないような気がしてなりません。いずれにしても目標が掲げられておるわけですから、どのようにしてその目標をなし遂げていくかということが非常に大事ではないかなというふうに考えております。

質問の意図が飛んで申しわけないというふうに思いますけれども、この本の中で、我が市の地球温暖化、この表紙の中で、この地球は私たちの祖先から受け取ったものではありません。私たちの未来の子供から貸してもらっているものだというふうにご書いてございます。非常にいろんな意味で、どの分野にも相通ずる深い意味だということを感じながら、今お話ししたように、片やこちらで計画を立てても、片やこちらの現状があるということ、をずうっと繰り返しては目標が達成できないということをお話しした上で、まずは簡単にできるというような思いのある中で、緑のカーテン事業というものを考えていただきたいなというふうに思います。そのことを最後にお話しして、次の質問に移りたいと思います。

次は、道路整備事業についてお聞きします。

まず1点は、北方・多度線の東側にれんが通りの道がございますけれども、この道についてお聞きいたします。

この道というのは、一体車道なのでしょうか、歩道なのでしょうか。人はもちろん通りますし、車も通ります。この道が車道だったとしたら、そもそもなぜれんがで整備されているのでしょうか、お伺いいたします。

議長（小川勝範君） 水野調整監。

調整監（水野幸雄君） お答え申し上げます。

朝日大学生が穂積駅を利用して大学へ通学する方法は、当時、駅より通学バスの運行もなく、自転車や歩行にて県道北方・多度線を通学する学生が大変多くおりました。駅からのアクセスといたしましては、県道の穂積停車場線については歩道も整備されておりましたが、県道北方・多度線は歩道も狭く危険なこと。大学まで学生が安全に通学ができ、その沿線で若者が通行することによりにぎわいが生み出せることを期待しまして、県道北方・多度線の一步東側、先ほど言われましたれんが通り 通称、れんが通りでございますけれども の住宅街に入ったところの道路を穂積駅より朝日大学までをつなぐコミュニティ道路として位置づけま

して、総合センターの南より朝日大学東までの歩行者優先道路として、学生等、若者が通る道として、他の道路よりややグレードを上げた形でれんが舗装にして、平成8年から14年にかけて整備したものでございます。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 今、調整監の方から、これは本当にグレードの高い歩道であるというふうにお話を伺いました。車も通っておるわけでございますけれども、私も調べてこなくて、今、お聞きしたんですけれども、平成8年から14年のうちに整備されたと。実際は車も通る。車道なのか歩道なのかということで、今、大学生の方がにぎわいを持てるような歩道ということになされたというふうにございました。これは歩行者も当然通られますし、自転車を利用される近隣の方からの声も伺っていくと、非常に道路ががたがたで危険な箇所があるといった声をよく伺います。危険回避は当然のこととして、このような道にした場合と、ごく普通のアスファルトで道路整備をした場合、軽微補修であるとか維持管理の費用などというのはどのようになっているのでしょうか、伺います。

議長（小川勝範君） 水野調整監。

調整監（水野幸雄君） 今、議員が言われますのは、国道21号線から南の方が特に多いかと思えますけれども、れんが自身につきましては、もちろん車両が通過しても問題がない耐力を持ったれんがを使用しておりますけれども、どうしても部分的に不等沈下、地盤の弱いところが発生します。そのような場合には、路面がでこぼこになるというような状況になっております。

ここ4年間ぐらいの補修履歴を調べてみますと、おおよそ700万円ぐらい、現況のれんがを外しまして補修を実施しているような経過でございます。以上です。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） れんがのことはわかったんですけど、普通のアスファルトであった場合はどうなのでしょう。要するに、ざっくり数字というよりも、維持管理はどちらがしやすいかということをお聞きしたいと思います。

議長（小川勝範君） 水野調整監。

調整監（水野幸雄君） 通常は、アスファルトの方が補修等はしやすいものかと思えます。ただし、当初の設置した目的等も考えますと、今あるものを最大限有効に使ってということを考えております。ただし、今後、できてから7年経過して、間もなく10年も経過するような時期には、最終的に今後かかるランニングコスト等を見る中で、アスファルト舗装という選択の余地も残るかとは思っております。以上です。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） これは冒頭からきょうお話ししておるように、本当に国が予算がないということで、市の方にも予算的にもいろんな締めつけというか、大変市も予算が厳しい中で、今後、そういう経過を見て、ランニングコストのことを考えてというお話がございましたので、私はそういうところをしっかりと見ていただきたいなということがまずお話ししたところからございました。

同じようなことになるかもしれませんが、実はこのれんが通りというのは、車が通るところと歩道というのが鉄のポストでずうっと仕分けがしてございます。ここはそういう現状でございますし、主要道の巢南・大野線、これは本田小橋という交差点を北進に向かうと、極端に歩道が狭くなっておるところがでございます。これは道路をつくる上で、当然、法的に基準があるということはしっかり認識した上でお聞きするんですけれども、車道を優先することによって、歩行者が通られるところとか、先ほど言った、無駄な経費とは思いませんけれども、事業計画をする中で本当に両方とも、どんなふうに計画がなされてお金が使われているかということと、片方の車道が非常に狭いということは、本当に危険が伴うということからでございます。これは双方の今の例が、近隣する住民さんが、工事がなされるまで知らなかったというふうにおっしゃる声が出ておるわけなんです。

お聞きしたい点というのは、市が発注する工事の場合、隣接する住人さんへの工事説明というのはどのように行われているかということと、どこの許可がおりれば着工に至るのか。簡単なようなことでもございますけれども、お聞きしたいというふうに思います。

議長（小川勝範君） 水野調整監。

調整監（水野幸雄君） そもそも道路整備、拡幅もしくは今現況にある道路の中を改修するような場合もいろいろケースはございますが、地域の方々からの要望と、市の中でその必要性を判断した後に設計をいたします。設計する中で、最近では地域の方の声を聞き入れるということの設計をすることもございますが、その設計がし終わった時点で地域の方に、実は今までの要望を受けた内容をこのような形で図面で示させてもらうというような説明会を実施した後に工事に入ってまいります。ということで、地域の方が知らないというところまではっきり言われますとつらいところがございますが、区長さん、自治会長さんを通じまして、この地域でこのような工事があるというようなことは事前にお知らせをしているつもりでございます。以上です。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） いずれにしるこの2件は本当に隣接しておるということで、自宅と全く隣接しておるわけですが、たまたまその2件とも、れんが通りの方はポールを設置し

ていって、自分のところに車が入らないから、後からポールを1本抜いてもらったとか、またもう1個の本田小橋の方は、道路と車道を分ける縁石というんですかね、それが車が入らないから、自分で市の許可をとってはつったとか、そういった話をされるわけなんです。書類ベースで当然行われて、今、調整監の言われたような話になると思いますけれども、後から着工後にこういう現状だというふうにお話を聞いても、本当にそんな現状なのかなということの思いながら、そうではないというふうに思います。

ただ、どうしてもここでもう一度、着工後、工事が終わった段階で、こんなんで車が入れるのかとか、ここが邪魔なんだわという話になると、やっぱり説明を聞きたいという話になります。いずれにしても、もう一度その辺のことを御答弁いただきたいと思います。

議長（小川勝範君） 水野調整監。

調整監（水野幸雄君） 道路に面した乗り入れという観点で申し上げますと、工事をやる時には、日ごろから車をとめてみえるところには乗り入れ口がございます。そのような場合には、再度その乗り入れ口を確保するように実施しております。ただし、例えば農地とか、乗り入れを必要とされていないような土地があった場合に、後日、建築物等が建って、そちらの方に住まわれる場合には、道路法の手続の中にも道路自費工事ということで、原因者、新たにお見えになる方が自費工事申請をされる中で乗り入れをつくるということで、もしかいたしますと、初め工事をやる時には特にそういう乗り入れがなかったんだけれども、家を建てられた、新たな土地利用をされることによりまして乗り入れが必要になったというようなことで、縁石が邪魔になったとか、パイプが支障になったというような話を議員はお聞きになったのではないかと思います。一般的には、日ごろ車がとまっておれば、そこの出入りされることは十分承知しておりますので、間口の大きさについていろいろ御意見がありまして、あける幅が意見がなかなか合わないことがございますが、まるっきりなくなるということはないと思っておりますので、今、私が申し上げているのがちょっと行き違いがあるのかなあというのはちょっと思っております。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 私もそのように思わざるを得ません。要するに、工事が終わった後に、邪魔なものができるということは認識しておりませんが、おっしゃる方の時間、早い、遅いということもあろうかと思いますが、いずれにしてもこういうことがレアケースではないということを感じて、もう1点、今度、9月にお聞きしたんですけれども、また道が違います。県道巢南・大野線の着工が、今、重里地内でとまっておりますけれども、この道は今度はまたさらに北進して、重里の農免道路が今主要道のような形になっております。ここは重里地区から森地区へ係る犀川の北犀川橋というところがございますけど、この橋には片側の歩道がつい

ておりますけれども、逆に森地区から重里地区へ来ると、歩道が突然なくなっておる地域がございます。ここは本当に、今、旧真正町の役場の方から真っすぐ来ておる道と橋のたもとが一緒なんですけれども、非常に交通量も多くなって、事故も増加しておるように見受けられます。

それで、ここは今までないものをつくってくれということじゃなくて、本当に主要道ができるまでの間、今、現状主要道、これは市内全体を見渡してもここだけではないと思いますけれども、この状態で工事がとまっておるといよりも、計画がなされていないということ非常に危惧するわけですけど、この道に関して歩道の設置の計画はあるのかどうなのかをお聞きします。

議長（小川勝範君） 水野調整監。

調整監（水野幸雄君） お答えします。

そもそもあの道につきましては、先ほど議員が言われましたとおり農免道路、ふるさと農道といたしまして整備されたものでございまして、基本的に農道というものについては、歩道というのが設置はされるものではございません。ただし、北犀川橋という橋梁、鉄の橋をかけてあるわけなんですけれども、ああいうものについては、後々どんなことで歩道が必要になったといったときに、おいそれと簡単に拡幅できるものではないものですから、当時、堤防を使うというような中で、せめて橋の部分だけでも歩道をつくっていただいた経緯があると聞いております。

それで今御質問の、じゃあその橋をおりた先についてはどうだということなんですけれども、今現在、申し上げたとおり、農免道路で整備されてきたという事実はございますけれども、今後、市の道路整備計画におきまして、総幅員11メートルということで、今、橋の上にあります南側ですかね、犀川にかかっています南側にある歩道の側に連続して歩道を整備していくよう今計画をしておりますので、御理解いただきたいと思っております。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） いずれにしても、都市計画マスタープランに基づいて都市整備がされていることだと思います。このこと、このこと、このことという話を聞いたわけではございません。市内全体を見直して、危険な箇所はやっぱりどんどんお聞きしていくということで、これからはしっかり住民の声を執行部に届けていきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

最後の質問に移ります。

私は最後に、自治会の役割について少しお話を伺いたいと思っております。この件は、私の勉強不足、また認識が足りないことあるかと思いますが、現状を把握する上でもお聞きしたいということで、かけ離れた認識ではないと思っておりますけど、よろしくをお願いします。

以前より、自治会のあり方について御質問させていただきましたが、これは災害時の要援護者の問題であるとか、自治会単位の防災訓練の必要性などを考えたときに、今の自治会単位で物事が行われるということは非常に大切だなというふうに思いますが、そうは言いながら、自治会、自治会というのはいろいろ異なりがあって、運営そのものであったりとか、役員さんの任期とか、また選出方法とか、これは各自治体によって異なっているのが現状だと思います。その地域、地域の特色だとか、風習までをどうこう言うものではございませんけれども、たまたま最近、秋口に敬老会なんかの行事が自治会単位で開催され、私も地元に参加させていただいたんですけれども、正直言って、市内に大小ある自治会の中で、敬老会の実施ということの一つお聞きしたいんですけれども、これは全自治会で開催されたものなんでしょうか、お聞きしたいと思います。

議長（小川勝範君） 流れがありますので、関連でずうっと答弁しますので。

新田総務部長。

総務部長（新田年一君） それでは、今のお答えにちょっと総括的な問題になると思いますけれど、自治会の役割につきまして、確認のためにお答えをさせていただきます。

地域コミュニティの基本的な特徴として、5点ほど上げられるかなというふうに思います。一つ目が、一定の地域内をもちまして自治会の区域内、その区域、地理的なエリアでございますが、相互に重なり合わないエリア、それから二つ目に、世帯を単位として構成され、三つ目、原則として全世帯加入の考え方に立ち、四つ目としまして、地域の公・共・私ともに全体にわたる諸課題に包括的に関与すると、それから最後五つ目、その結果として行政や外部の第三者に対して、地域を代表する組織として自治会があると思います。以上の中で、特に四つ目の地域の諸課題に包括的に関与することが主な役割であると思いますが、私たちが住んでいる地域には、環境の美化、青少年非行防止、防火・防災・防犯、ひとり暮らしのお年寄り、道路・公園の環境整備、保健、福祉、文化・スポーツ活動など、いろんな諸問題があると思います。

こうした取り組みには、個人や家庭だけでは解決することが難しく、同じ地域に住んでいる者皆さんが力を合わせて解決していくという活動をしていくということが重要であると思います。自治会は、世代を超えて、これらの問題や課題を解決しながら、より住みよい地域社会を実現するために活動する自主的な住民自治組織でありまして、よく言われます御近所の力を結集したという活動が大切であると思います。したがって、自主防災組織は自分たちの地域は自分たちで守ると、そうした地域住民のコミュニケーション連携組織に基づく防災活動の組織であると思います。

先ほどお話のありました犀川の区画整理事業に伴いまして、新たに10月1日から穂南自治会がふえまして、現在96の自治会がありますけれど、そうしたところで、これは福祉の関係になりますが、敬老会の事業につきましても、毎年、自治会を中心に実施をいただいていると

ということで、市はその事業に対しまして、敬老事業の活動補助金ということで補助金を交付させていただいているというような現状でございます。

自治会におきましては、老人クラブ等、協働で敬老事業ということを行っているところもあるということをお聞きしておりますので、こうしたことを通しまして、地域で全体の方でそうした長年にわたり地域に御尽力をいただきました高齢者の方、その地域で敬愛していただくというのが最善だと考えておりますので、こうした事業におきましても自治会の活動の中で取り組んでいただきたいというふうに思っております。

ちょっとずれておりますけど、以上、答弁とさせていただきます。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） 敬老会について御説明させていただきます。

今、総務部長が申しましたように、毎年、自治会の方で実施していただいております。その活動補助金も交付させていただいております。敬老会の事業につきましては、自治会を中心に老人クラブなどと協働して実施していただいているところもございます。長年にわたりまして地域に御尽力いただきました高齢者の方を、その地域で敬愛していただくというのが最善ではないかと考えております。今後とも自治会等におきまして、地域での実施をお願いしていきたいと思っております。

団体の数の方でございますが、まだ今、21年で取りまとめ中でございますので、申しわけございませんが、大体9割近くが自治会の方で実施していただいているというのが現状でございますので、よろしく願いいたします。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 今、御答弁いただきましたので、自治会が行われているかどうかということをお聞きしたかったのは、私の質問が大変飛んで申しわけないと思うんですけど、自治会は自治会として、本来、成人式のような人数が決まっているような、人数が決まっているとか、学年ごとで開催できるようなものとはちょっと、難しいかと思えますけれども、市で行う行事ではないかなというふうに思った関係があって、それが全部自治会で行われているという、ある意味、自治会へ丸投げのような状態があって、さらに自治会によっては規模が違う、いろいろ運営の仕方が違うということを危惧した上で、御質問したかったことは、市一本で難しければ、校区単位で開催されたらどうなのかなということをお聞きした次第で、お聞きしたことでございます。要するに、運動会なんかもそうでございますし、今、防災訓練が年に1回か2回行われておりますけれども、市全体で行われる部分では、その開催の地域の方だけが参加していただくような現状でございます。校区単位で市がリーダーシップをとって開催されれば、また参加の人数もふえるし、スタッフもそろえ、また市民の意識の向上になるものではない

かなというふうに考えたので、今の自治会のあり方というのをお聞きしました。今、総務部長から詳しく自治会のあり方を伺えて、しっかり私も勉強し直したいというふうに思います。

それと関連して、最後になりますけれども、要するに今度は、まさに自治会というか、地元の方の御意見として、市長が進めておられる防犯灯の整備事業でございますけれども、これもどうしても自治会、また自治会長からのお話であると、地域によってはたくさんついておるところとそうでないところというのがあるような気がしてならないことを思いながら、またこれも地域の方が、電球玉が切れたときに、役場に行って一生懸命説明するんやけど、どこやわからへんというようなことから、防犯灯にしっかりナンバーを振って、一括管理されておるかどうかということをお聞きした上で、まずは設置されている状況にナンバー管理なんかをされておるかどうかをお聞きします。

議長（小川勝範君） 水野調整監。

調整監（水野幸雄君） 防犯灯にナンバーづけをとということでございますが、これにつきましては本年度より、そもそも従前、防犯灯と称しておりましたものについて、一部、街路灯の基準の見直しに伴いまして、街路灯扱いをしておるわけなんですけれども、それに伴いまして、公設公営という話になってまいりました。それを受けまして、その一元化を図るという意味合いも持ちまして、今年度より緊急雇用対策事業費で緊急雇用をさせていただきまして、現地調査を進めております。

現地調査の中身につきましては、電柱の位置を地図に落としまして、電柱番号を表示しました看板を写真におさめるなどしまして各地区の調査を進め、今現在、11月末現在でございますけれども、おおよそ3,000基の調査を終えたところでございます。今後は、この撮影いたしました写真に基づきまして、電柱番号の入力により、場所や修繕情報等を検索できるような台帳作成をいたしまして、一括管理をしていこうという思いで進んでおる状況でございます。以上です。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） よくわかりました。

いずれにしても今回の質問の自分自身の一貫性としては、やはり徹底した無駄をなくして、予算をかけずにできることはやっていくということをテーマに、自分なりにお聞きしたわけでございますけれども、冒頭からお話ししておるように、市でできることは市でしっかり知恵を出しながら、今、調整監の最後のお話がありましたように、やはり現場には知恵があると思います。現状を知っておられる方が見て、それをしっかり声として行政に反映していくと、何が必要で、何が無駄で、また何がそんなにお金がかからなくて効果が出せるかということをしっか、国に頼るのではなく、市は市としてやっていけることを、執行部には特にリーダーシッ

プを望みながら、最後にその中心である堀市長に、さらに強いリーダーシップを発揮していただいて、予算のない中、知恵を出しながら市政を運営していただきたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（小川勝範君） 議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。

なお、午後の再開は1時30分から再開をいたします。

なお、傍聴者の方も、午後からまた一般質問を行いますので、ぜひ傍聴をお願いしたいと思います。

休憩 午後0時06分

再開 午後1時32分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

民主党瑞穂会、松野藤四郎君の発言を許可します。

松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） ただいま議長さんから許可をいただきましたので、質問いたします。
議席番号9 民主党瑞穂会の松野でございます。

通告に従いまして、2点について御質問いたします。1点目は新型インフルエンザ対策、それから2点目が国民健康保険についてでございますので、よろしく願いします。

初めに、新型インフルエンザ対策について御質問をいたします。

皆さん、御承知のとおりだと思いますが、新型ウイルスは感染症の疾病であり、動物、特に鳥のインフルエンザウイルスが人に感染し、人の体内でふえ、新たに人から人へと伝染するインフルエンザであり、我々国民がこの感染症に対する免疫がないために、全国的に急速に蔓延することにより、国民の生命及び健康に大きな影響を与えるものでございます。

そこで、当瑞穂市においても、市民が安心・安全に暮らすことができるよう発生に備え、また発生した場合には感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害及び社会的・経済的な破綻を最小限に食いとめることができるよう新型インフルエンザ対策の行動計画、これは県もことしの1月に改定をされておりますが、当市においても本年4月に策定されておりますが、具体的に発生予防対策並びに感染防止対策がなされているのか。また、この計画策定に当たり、当市の流行の規模、または感染者は何名くらいを想定され、それに対する医療品の購入やマスク等、そして関連する備品等、これは十分に確保されているのか、お尋ねをします。

以下については、質問席からいたします。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 瑞穂市新型インフルエンザ対策本部といたしましては、設置後、定例会議として毎週火曜日の部長会議で情報交換、あるいは対策を協議しているところでありま

して、状況に応じまして緊急対策本部会議を開催しているというような状況でございます。今後、引き続き、県あるいは医療機関等からの情報を得ながら対応を検討してまいりたいと考えております。

今までの対策本部からの対策事業としましては、各種の予防対策について、幼・保、小・中学校を初めとして日常的に、繰り返しになりますが、うがい、手洗い、せきエチケットの徹底、部屋の換気、込み合った場所でのマスクの着用や十分な睡眠などによる免疫力のアップなどの予防対策。外出にあっては、なるべく人込みを避けて、公共機関等を利用するなど込み合った車内ではマスクをするなど、十分な予防対策をこれまで広報紙、チラシ、市のホームページや各種会議などで呼びかけをしております。また、市役所の庁舎内におきましては、手指消毒や定期的な換気を行うようにしております。学校関係につきましては、また教育長の方から答弁があると思っておりますけれども、状況に応じての学校としての対応をしております。

以上のような形で新型インフルエンザに対する予防対策を行い、今後、感染拡大防止に努めたいというふうに思っておりますが、何分にも風水害や地震災害等のように目に見えるものではありませんので、状況に応じた的確な対応を今後必要であるというふうに考えております。

なお、先ほど御質問がありました具体的な対策につきましては、備蓄等を含めて、市民部の方からお答えをさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（小川勝範君） 宇野健康推進課長。

健康推進課長（宇野睦子君） それでは、健康推進課としてお答えいたします。

新型インフルエンザの対策用品として購入しているものをお知らせします。マスクとしまして120ミリ掛ける90ミリ、これは市販で言いますと小さ目のマスクでございます。これは保育所・幼稚園用に購入しております。それから、140ミリ掛ける90ということで、小学校の低学年用として購入しております。それから、175ミリ掛ける90ミリとしまして、中学生と大人の方ということで、職員用として購入しております。それから、施設の消毒とか児童の玩具の消毒としまして、消毒エタノールを備蓄しております。それから、先ほど新田部長の方から申し上げましたけれど、各部署に置いております手の消毒用として、手指消毒という名称で今皆さんに御承知だと思っておりますけれども、それを備蓄しております。それは詰めかえ用が要りますので、詰めかえ用の消毒も用意してあります。それから、固形の石けんとしまして、各施設にお配りしておりますけれども、固形の石けん、それから学校用と幼稚園・保育所用にハンドソープとして手洗いの石けんも用意してあります。これが消耗品でございますけれども、備品といたしまして、ことしの10月に赤外線サーモグラフィを2台購入しました。それから、非接触型の体温計を購入しまして、各保育所、幼稚園、小学校、中学校に配付しました。それから、アルミ製の簡易ベッドも購入しております。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） それぞれ医療品、備品等について配備をされておるといことがわかりました。

その後、やはり10月、11月、12月と流行が拡大してまいりました。したがって、いろんなものが使われているというふうに思いますので、そこら辺で補充をしたものがあるか、ちょっとお願いしたいですが。

議長（小川勝範君） 宇野健康推進課長。

健康推進課長（宇野睦子君） それでは自席より御説明申し上げます。

各先ほど申し上げました消耗品でございますけれども、保育所、それから幼稚園、小学校、中学校にですが、それぞれ配付しまして、私の方、随時また補充をしております。今のところ、やはり今のこの形の新型インフルエンザの形ですと、やはり手洗い、うがい、換気、それがやはり重要だと考えておりますので、うがいに関しては水で結構だと思いますけれども、それに関しては保育所、それから幼稚園、学校等で十分行われておるとは思いますけれども、その私の方として補充として手指消毒用、それから詰めかえ用、それは適宜、入るときに購入させていただいております。以上です。

〔9番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） 学校行事等といいますか、大きな行事を市でやる場合、多分、マスク等も使われているというふうに思うんですね。マスクは補充はしていなかったですか。

議長（小川勝範君） 宇野健康推進課長。

健康推進課長（宇野睦子君） マスクでございますけれども、要請に応じてマスクは配付しております。それで補充も、その補充をしておりますけれども。以上です。

〔9番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） 次は、今のこの感染の段階といいますか、国内で感染が拡大ということで、現在が第3段階の層に入っておるわけですね。そうしますと、それに対する対応といいますか、市民に対する、あるいは施設、学校、いろいろあるわけですけど、3段階ということとはどんな状況であるか。それについて、市民、学校、各施設の対応はどうなっているか、それについてお尋ねします。

議長（小川勝範君） 宇野健康推進課長。

健康推進課長（宇野睦子君） それでは、今の段階をお答えします。

岐阜県リアルタイム感染症情報システムというのがございまして、毎日、これは私の方、ホームページを立ち上げて情報を見ております。今の段階は、山県・本巣地区としまして中流行

でございます。これは、各ポイントごとに医療機関に情報を集めたものでございます。それで、このポイントがきょうの段階で、きょうの段階というのは、きのうの夜の8時20分の段階でございますけれども、17.0になっております。今は、それを見ますと10から30の間ということで、中流行でございます。ちなみに岐阜地区は、羽島市、笠松・岐南地区が大流行として、30以上になっております。

〔9番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） 私の思いは、要は第3の段階ということですので、いろいろ対策があると思うんですね、3に向けての。ということは、学校ですと休業するというようなこともありますし、庁内ですと業務の縮小だとか、いろいろ項目があると思うんですわね。そこら辺の対応がどうなっておるかということを知りたいんですけど。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 学校における新型インフルエンザの状況について、まずお話をさせていただきます。

新型インフルエンザの影響というのは当市も大変甚大でございまして、12月14日、きのう現在で、市内小学校の72.5%が学級閉鎖を経験いたしました。それから、同じく中学校では95%が学級閉鎖を経験している状況です。幸い現在は2学級のみ学級閉鎖で、県の学級閉鎖基準が緩和されたこともあって、今後の学級閉鎖の実施は少なくなる見通しです。現在の新型インフルエンザによる欠席者は、12月14日現在ですが、39名欠席をしております。

全体のお話をさせてもらいますが、小学校で子供たちの数は3,314名おるんですが、そのうちの実際インフルエンザを発症した者は877名、26.5%がインフルエンザを発症しています。それから、中学校につきましては1,444名の中で421名が発症をしました。罹患率としては29.2%。小・中を合わせてですが、4,758名中1,298名が発症いたしまして、27.3%が発症したということでございます。学級によって、学校によって差があるんですが、多いところは学級のメンバーのうちの半数がもう既に発症を経験したという場合もございます。たくさんの子が不幸にして発症したという事態で、実際、半分の50%の子がもう既に発症しているのに、学級閉鎖という判断がなかなかしにくい。元気なのにか、もうかかる心配もないので、隔離する必要がないというような状況もありまして、現在では平年の集団風邪と同じように、7名、8名が発症した段階で学級閉鎖をするというような、それぐらいもう蔓延をしたというような状況でございます。以上です。

〔9番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） 次の質問事項まで含めた話を教育長さんの方からいただきましたんで

すが、要はこの行動計画を策定された中で、やはりこのくらいの方が罹患するだろうと、かかるだろうという推定のもとに、いろいろこういった備品とかをそろえられておられると思うわけですね。そこら辺の数字はちょっと教育長からお話がなかったんですが、市民の大体4分の1くらいの方が感染するだろうという想定のもとで、私はこれがつくられていると思うわけですね。それに従って、マスクが3万幾つとか、ハンドソープ、いろいろ数字があると思うんですけども、そこら辺についてはいろいろ違う資料を見れば出てくるとは思いますが、そこは次にしまして、先ほど宇野課長からもお話がありました。岐阜県のリアルタイムの感染症情報で、中濃・東濃等の1週間の一定点当たりの平均数値を言われました。これは11月末の話で申しわけないんですが、当岐阜県内では16.3、それが現在は17.何がしという数字で高くなってきております。

そこで当市の感染状況、これは圏域は岐阜圏域では中となっているんですが、当瑞穂市においては、一定点当たりといえますか、ここら辺については岐阜圏域の何になっているのか。違うよ、もっと少ないですよ。小ですよということでしょうか、ちょっと確認したいんですが。

議長（小川勝範君） 宇野健康推進課長。

健康推進課長（宇野睦子君） それでは、市内の発生状況についてお知らせします。

市内の発生状況でございますけれども、受診される場合は、もちろん市内で受診される方もございますし、市外に受診される方もあります。私の方ですが、もとす医師会の御協力のもとに、市内の医療機関で受診された方の数字を毎日つかんでおります。それで、その状況をちょっと御報告いたしますのでお願いします。

これは、申しわけないですけど、11月末の数字でございますので、御了承願いたいと思います。ゼロ歳から5歳までが114名、それから小学校、中学校の対象する年齢で459名、それから高校以上から59歳までが250名、それから60歳以上の方が5名でございます。こちらは11月末でございますけれども、12月に入りまして、1日から7日までの集計をいたしております。先ほどの数字がやはり同じように伸びてきておりますけれども、ゼロ歳から5歳まで、1週間でございますけど、27名、それから小・中学校で118名、それから高校生以上の年齢で67名、60歳以上で1名でございます。それでこれを考えますと、先ほど述べました中流行でございますけれども、大体医療機関で割りますと、やはりこのような数字が出てくるということで、瑞穂市においても中流行であるということで、それでこの数字がだんだん上がってきておりますので、私の方は毎日この数字を見て、体制を考えていかなければいけないと思っております。

〔9番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） 数字をいただきました。これを子供たちに当てはめた場合、要は閉鎖をしている学級、クラス、これが学校別等でわかれば、11月末で結構ですので、例えば穂積中

ですと20クラスあるんですが、今までの累計でいくと、多分二十五、六のクラスが休んでいると、重複もありますから。そういったものがわかればひとつ教えてほしいんですが、クラス別に。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 大変細かな内容で、順次お話をしていくということによろしいでしょうか。

9番（松野藤四郎君） はい。

教育長（横山博信君） 穂積小学校は全部で21学級が通常学級なんですけど、そのうちの17学級が1回学級閉鎖を経験しました。それから、そのうちの2学級が2回の学級閉鎖を経験しましたというデータはありますが、おおよそそのような形でたくさんの学級が学級閉鎖を、どの学校も関係なく、同じような傾向を示しております。

そのように簡略化させてもらってよかったですでしょうか。

〔9番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） 今のお答えについては、後ほどまた細かく次の項目で質問します。

次の点ですが、医療機関の受け入れ体制についてちょっとお尋ねをしたいと思います。

全国的に新型インフルエンザが流行している中、冬季に入り季節型インフルエンザも発生し、猛威を振るっているわけですが、短期間に新型インフルエンザウイルス予防接種、これは1回あるいは2回実施しなければなりません。妊婦、あるいは基礎疾患等を有する人など、優先接種対象者は何名ぐらい見えるのか。そのうち市内の医療機関を利用されるのはどのくらいの方でしょうかということ。それから、10月22日から優先順位の高い妊婦や基礎疾患の方の受け付けが始まって、ある医療機関等での窓口で対応が混乱したとか、あるいは電話のふくそう等いろいろあったということでございます。したがって、インフルエンザの接種の医療行為を行うためには、医師不足やワクチン不足、こういったものが不足が生じないよう対策がなされているのか。あるいはまた、これに対して市と医師会との関係はしっかりやられているのかということをお尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 宇野健康推進課長。

健康推進課長（宇野睦子君） それでは、まず新型インフルエンザのワクチンを接種される方の予想人数をお知らせします。医療従事者として約300名、それから妊婦として356名、それから基礎疾患として1,200名ほどだと考えております。それから、あとは学校とか幼稚園の対象の年齢でございますが、65歳以上もその年齢になりまして、すべてですが、大体2万1,000人を想定しております。

それで実際に打たれた方の、医療機関でその報告がありますので、これは市内で打たれた方

でございます。市内で打たれた方でございますけれども、妊婦に関しては産婦人科がございませんので、私の想像している数字よりは少ないんでございますけれども、基礎疾患で打たれた方が1,175名、妊婦さんとして8名でございます。医療機関の従事者の方ですので、この数字は11月で32名になっております。それで、先ほど議員が述べられました医療機関におけることでございますけれども、市内の医療機関においては窓口対応が各医療機関で工夫されておまして、診療に関しては患者の出入り口を別にされるとか、それから診療時間を分けられるとか、マスクを患者さんにしていただくとか、車内で待機されるとか、それから予約をされるなどして対応されております。

それから、このような中で、議員さん御指摘のように、新型インフルエンザのワクチンの予約日でございますけれども、小児科などには電話が繋がらなかったということの情報を得ております。それで、その中で医療機関としても接種時間とか接種日などを工夫されて、それぞれ対応されているようですけれども、このワクチンの接種の事業でございますが、市は市の役割を持ってですが、国の事業として行っていくということで、私の方ですが、毎日のようにいろいろな市民の方から情報をいただいております。例えば、ワクチンの接種に関する情報なんかをいただいておりますけれども、それに関してすべて私の方で精査しまして、県の対策本部の方に報告させていただいて、現状を報告させていただいているような状況であります。今後、このような要望をどんどん上げていきたいと考えております。

それから、私の方で先ほど申し上げましたけれども、もとす医師会と連携しておまして、毎日、市内の医療機関での罹患者数を提供していただいておりますけれども、それとは逆でございますが、私の方で、例えば学校の閉鎖状況とか、それから罹患者の数とか、県からの情報を今度はフィードバックして情報を提供しておまして、お互いに連携をもって新型インフルエンザの、市内の皆さんになるべく情報を提供できるように、それから治療にも当たれるようにということで連携して進めておりますので、お願いします。

〔9番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） 質問事項がたくさんありますので、ちょっと次へ行きます。

予防接種を受けることができるのは、やっぱり予約した人に限られておるわけですね。完全実施までには相当期間を要するということでございますから、したがって、各学校や幼稚園、こういったところには学校の校医が配置されているというふうに思います。したがって、集団接種ができないか。岐阜市は、この12月23日に市民病院で医師が数人来て行うそうです。こちら辺についてもできないかと。それから、年末年始の間は、日曜日は本巣広域の北方の緊急診療所でできますが、あと29日から3日間の間はどういうふうな対応をすればいいかと。本巣広域で全部やってくれるのか、市の方の医師会の中でお話をされているのか。そこら辺について

と、要は対象から外れる人ですね。19歳から64歳の方が優先接種から外れるわけですが、こういった方の対応はどのようにしたらいいかということ、3点ぐらい思いましたんですが、一括してお答えを願いたいと思います。

議長（小川勝範君） 宇野健康推進課長。

健康推進課長（宇野睦子君） それでは、まず集団接種について御回答させていただきます。

この件に関しては、もとず医師会長との協議の中で、集団接種について検討いたしましたけれども、各医療機関での診療の対応に追われている中で、集団接種をすることによって、それぞれのお子様の健康ぐあいの把握をしなければいけない。それから、校医だけではなくて担当医の手配をしなければいけない。それからスタッフの手配、それからワクチンの供給とか保管の管理もございまして、いろいろ協議しましたけれども、今の段階では各医療機関でワクチンの接種をした方がいいんじゃないかということで調整いたしまして、今のところは集団接種の実施はないということで考えております。

それから、2点目に年末年始の対応でございますけれども、もちろん皆さん、御存じだと思いますけれども、もとず広域連合で休日急患診療所を御案内しております。広報等でも御案内しております。それから私の方としては、夜間としては岐阜市の小児夜間救急と岐阜市の休日急患診療所に受診できるように、もちろんこれはカレンダーで広報しておりますけれども、こととしては、平成21年度の年末年始診療体制のお知らせということで、もとず医師会の方から12月11日付で文書をいただきまして、12月31日に9医療機関、それから元旦は行っておりませんが、2日に関しては3医療機関の診療を行っていただくことになっておりますので、私の方、階段を上がったところとか図書館等、今、ちょっと広報紙は間に合いませんので、それを周知していくように手配をしておりますので、よろしく願います。

それからもう1点でございますけれども、今、優先接種の対象になっていらっしゃる方の接種はどうなるかということでございますけれども、国は優先接種の対象者以外の方も、今後、優先接種の対象の方のワクチンの供給とか流行状況、接種状況において対応していくというふうに国は言っておりますけれど、それはいつごろかということはまだ何も決まっておりません。以上です。

〔9番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） 年末年始は、12月31日に9診療所やね、それから1月2日が三つの診療所と、これは市内の診療所ということで解釈していいですね。はい、わかりました。

次ですが、中学生や高校生ですね。いろいろいつも速報が変わってくるものですから一概に言えませんが、12月の受け付けで1月の後半の接種というふうに聞いております。中学生、高校生の3学年生ですね、こういった方に対して、もう少し前倒しができないかということ。重

要な時期ですので、なるべく早く受けた方がいいのではないかというふうに思いますが、そういったところは検討はされたんでしょうか。

議長（小川勝範君） 宇野健康推進課長。

健康推進課長（宇野睦子君） 先ほど述べましたとおり、これは国の主体の事業でありまして、それを受けて県として何日に予約を受けて、何日から接種が始まるということの県全体の統一事項でございますので、瑞穂市としては、やはり先ほど述べましたけれども、そういう要望等は上げていきたいと思っております。以上です。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9 番（松野藤四郎君） インフルエンザの最後になりますが、次は教育の関係ですね。要は学校教育等に与える影響というものが非常に私は大きいと思うんですよね。ほとんどの学校のクラスが1週間近く休んでいるということでございます。特に複数回といいますか、同じクラスが2回とか、3回はちょっとわかりませんが、複数回学級閉鎖をしておるといって穂積中や菓南中、あるいは小学校等もあるかと思いますが、子供たちの年間の教育日数といいますか、これは35になるのか37週かちょっとわかりませんが、そこら辺の影響について。そういう場合はどういうふうな方法で対応されているのか、授業日数の少ない場合にね。そこら辺についてお尋ねします。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 学級閉鎖によって学習時間の不足ということが、保護者を中心にして大変関心の高い内容だと思います。授業日数、それから授業時間ということについて、まず最初に簡単に説明させていただきますが、年間35週程度というのが標準でございます、実際は36週とか、余分に授業ができると。授業の時数に関しても、これは学習指導要領の方で年間の必要時数というものが標準で示されております。それぞれの学校は、その標準を超えた時間数を当初計画を立てております。したがって例えばですが、穂積小学校を例に説明させていただきますと、小学校における標準時数、例えば算数ですが、150時間を標準として、その時間で教科書が終わるといって、そういう内容でございます。穂積小学校が計画しております算数の時間は、年間を通じて175時間を年度当初に計画を立てております。ということは、もう既に25時間余裕を持っておるんですね。そういった中で、それぞれの今回の学級閉鎖による影響というものは、実は保護者の方とか一般の方が心配されるほど足りないという状況ではないということをお知らせさせていただきます。

その上で、でも学級閉鎖がなかったら余分にできたじゃないかと。そういう気持ちというのでも動きますので、そこら辺を校長会に指導をして、実際、5日間分の学習、特に読み書きそろばんじゃないですけども、翌年度以降につながる教科に関しては、その不足した分を考えま

しょうと。そういったことで指示をいたしまして、例えば図工の時間をイメージしていただくと、1週間に1回しかない。そうすると1時間不足しただけなんやね。ただ、標準時数は当初から余分に計画されていますから、やらなくても教材は終わるんですよ。しかし、基礎教科については、やはりたくさんやった方がいいだろうというような気持ちも生まれますので、例えば穂積小学校では、終業式、始業式を5時間みっちり授業をします。それから、週1回、6時間目の授業を設定しました。また、高学年はクラブの時間が大変余分に組まれておりましたので、クラブという時間を教科に切りかえております。そういった取り組みが各学校すべてで行われる予定になっておりまして、標準時数はクリアできていくと、そういう見通しでございます。

また、中学校に関しては中学校長会で相談をしていただいて、年未年始の休業日は1月7日まで、1月8日が3学期の始業式の予定でしたが、1月7日を登校日にして教科の授業を3中学校とも行うということで、授業日数には入らないんですが、登校日に教科の授業を補充することも動いております。以上です。

〔9番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） 標準ということですけど、標準の年間授業日数が35週でございます。今の教育長さんの説明ですと、十分果たしているということで、放課後の授業をやるとか、冬休みの期間を短縮するというのではなく、たまたま1月7日は登校日、1日前にして、その中でも少し授業をするというふうの御答弁でございました。授業日数につきましては多ければ多いほどいいわけですけど、教育長さんの御答弁の内容を聞きまして、それで御父兄等も御安心になれば、私はそれでいいと思います。

最後になりますが、いろいろ学校等、それから市がいろいろ行事等をしますが、そこら辺でこの判断基準、これはもう中止した方がいいわ、これは延ばした方がいいかということでございますが、感染拡大を防止するためには必要最小限のことをやっていただいて、毎年これやっておるんだから、これをまたやるんだという考えではなくて、前進ある行事等の内容を実践していただくといいかなというふうに思っております。

あと、時間の都合で、次は国民健康保険についてお尋ねをいたします。

国保につきましては、大変厳しいという話を前々から聞いておりますが、現状ですね、21年度の収支の現状、それと保険の給付費、これは非常に今多いということでございますが、そこら辺についての要因、あるいは対策等について、お考えがあればお伺いしたいと思います。

議長（小川勝範君） 森医療保険課長。

医療保険課長（森 和之君） 松野議員の御質問にお答えいたします。

御指摘の本年度の収支の状況でございますが、歳出の療養給付費の増加に伴い、歳入の確保

はどうするのか、できるのかということになりますが、国庫や県支出金については、療養給付費の増加に伴い変更交付申請をし、増額されてきますので、おおむね確保できると考えています。また、国や県の支出金と国保税とで不足する療養給付費を、基金を取り崩してバランスをとっています。国保会計全体の収支としましては、本年度の収支が赤字になる見込みでございます。

続きまして、保険給付費の増加している要因でございますが、福祉医療費による一部負担分の助成の影響、波及増もございますが、主な原因は、被保険者の高齢化の影響による増加と考えています。御質問の当初計画より増加している要因につきましては、保険給付費のうち、55歳から74歳までの医療費が全体の73%を占め、約4分の3を占めています。その55歳から74歳までの医療費の一例でございますが、平成21年度9月分は1億5,609万9,000円でございます。前年の同時期と比較しますと、一月で1,100万円ほどふえています。この年齢層の占める医療費の予想を超える増加分がございます。そしてもう一つ、最先端の高度医療による高額医療も原因の一つでございます。

次に、保険給付費の増加対策としましては、やはり疾病の予防が大切になると思います。中でも生活習慣病は医療費に及ぼす影響が大きく、この予防が重要になります。そのため、平成20年度から開始しました特定健診の対象者には案内文書を送付し、広報、自治会等での回覧で周知し、自治会等の協力を得て受診率の向上に努めています。特に、本年度は未受診者4,800人に再度受診を呼びかけるよう受診期間を延長し、御案内を送付したところでございます。

以上で御質問の回答とさせていただきます。

〔9番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） 平成21年度についてはおおむね良好だと。けれども、赤字分については基金から取り崩すというお話でございます。

今後の予定といたしますが、国保税の税率の見直し、ここら辺についてどうも市の方も考えているような気がするわけですが、要はこの税率ですね、これは20年度に改定をしました。20年、21年、この2年間の収支状況を見ますと、単年度赤字だと。これは、私は当然だと思うわけですね。ということは、国保は高齢者や所得の低い人が多く加入している。そのため満足にお金が払えない。保険税の減免、あるいは軽減措置、こういった対象の方が多いと。だから財政的に大変厳しいと。そこを十分検討された上での今後の健康保険税の見直し等について検討されているというふうにお聞きしておるわけですが、内容についてどのようになっているかと、ひとつお答えを願いたいと思います。

議長（小川勝範君） 森医療保険課長。

医療保険課長（森 和之君） 御質問にお答えさせていただきます。

一般会計からの繰り入れについては、平成20年度福祉医療費の波及増分を一般会計から繰り入れをお願いいたしました。法定分も法定外分も含めて、根拠のない繰入金金の増額は厳しい財政状況の中で御理解を得るのは難しいと考えています。やはり財政不足を補うには、国保税率の引き上げが必要であると考えております。以上でございます。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9 番（松野藤四郎君） もらった資料から試算をしていきますと、例えば21年度、所得割、資産割、均等割と、こうやってきた場合に、ある方は年間40万円ぐらいちょうど払ったと。それが22年度からは、税率等をいろいろなぶられて、この方が60万円近くになるという計算になるわけですけど、非常にこれは厳しいんですね。その中で、医療分ですと限度額があるわけですけど、現在47万円ですが、この試算された60万円の方は限度額、ここら辺はそのままになるのか、限度額もまた次に見直していくんですか、そこら辺についてちょっとお尋ねします。

議長（小川勝範君） 森医療保険課長。

医療保険課長（森 和之君） ただいま国の方からの指示では、限度額についても4万円ほど引き上げになる予定でございます。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9 番（松野藤四郎君） 4万円限度額が上がるということですね。お勤めの方は御無礼ですけど、自営業、あるいは高齢といった方は、年金生活をやっている方は非常に厳しい増ですね。受益者負担になるわけですけど、そういった不足分について、これは一般会計から繰り入れする、こういうことが大切ではないかと思うんですね。例えば特別会計、よそにありますね、下水関係でもありますわ。公共下水、あるいはコミュニティ・プラントもありますけど、そうしたところへ結構繰り入れされておるわけですね、一般会計から。もう少し国保に対しても繰入金を増額ができないかと思うわけですけど、どのようにお考えでしょうか。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 国民健康保険における赤字補てんということだというふうに理解いたします。赤字補てん、大変厳しい時代でございますので、赤字になる可能性も秘めておるわけでございます。そういうことがないように税率改正をさせていただいて、見通しを立てて、来年度、再計算をする場合もございしますが、先ほどのお話ございましたように、赤字になった場合、一般会計から繰り入れればいいんじゃないかというようなお話だと思います。これについては、議員御指摘のとおり、企業会計、あるいは原則受益者負担という制度の中で、この特別会計ができておるわけでございます。そういった意味で、先ほども担当課長から答弁をさせていただきましたように、根拠のないそういった繰り入れというのはいかがなものかということ

でございます。果たしてどれだけの部分をもって、どれだけの金額を一般会計から国保に繰り入れするのが正しいのかという議論もしなければならぬと思っております。そういった意味で、今後、医療体制の見直しが国でささやかれておるわけでございますので、その辺も踏まえて、今後の高齢者医療のあり方も当然変わってくるわけでございます。そういった意味で見直しも当然されると思っておりますので、その辺を踏まえて、国の動向と合わせがてら検討をしてみたいというふうに考えております。以上でございます。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9 番（松野藤四郎君） 被保険者 1 人当たりの保険料、ここでは医療分で質問するんですが、県下 42 市町村があるわけですけど、当市は 6 万 7,975 円で、これは上から 15 番目に高い。また、21 市の中では、大垣が 7 万 2,531 円、一番安いのは飛騨市や下呂市の 4 万 2,000 円、お隣の本巢市が 5 万九千幾らということ。非常にこの瑞穂市は 1 人当たりの保険料が高いということ、私は認識しておるわけですけど、そこら辺をよく考えて健康保険料の見直しをしていただくということをお願いしたいと思います。

最後の質問になりますが、国民健康保険のといいますが、要は 42 の市町村それぞれ事業形態でやっておるわけですけど、単年度赤字でいきますと、33 の市町が赤字になっておるわけですが、これは 20 年度で見ますと。やはりどの市町村も同一の問題を抱えているというふうに思うわけです。この制度の運用は見直しが必要ではないかというふうに思います。したがって、国は平成 20 年の 6 月に地方分権改革推進要綱において、国民健康保険の運営に関し、保険財政の安定化や保険料の平準化の観点から、都道府県の権限と責任の強化とともに、都道府県単位による広域化の推進等について検討し、平成 21 年度じゅうに結論を得るというふうになっております。平成 21 年度までの措置であります高額医療費の共同事業、あるいは保険者支援制度、それから国の財政基盤強化、こういった期限が切れます。このような状況の中ですので、当市としてもやはり今後、広域的な運営が必要ではないかということを思いますので、機会があるときに県の国民健康保険の会議の中で積極的に質問等、提案をしていただくということをお考えですが、いかがでしょうか。

議長（小川勝範君） 森医療保険課長。

医療保険課長（森 和之君） 御指摘のとおり、国保財政の運営は近隣市町や瑞穂市でも非常に厳しい状況にあります。当市においても、平成 20 年度に初めて単年度収支が赤字になりました。広域もしくは県単位についての国保の動きについては、今のところ岐阜県ではございません。今後において、広域あるいは制度の見直しが検討されるものと考えております。以上で答弁とさせていただきます。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） 最後になりますが、収納対策の関係ですね。これはいろいろ監査委員からも指摘をされておりますが、向上に向けた取り組みをぜひともやってほしいんですが、状況としてはどんなものでしょうか、収納状況。来年といたしますか、だんだん景気が悪くなって大変厳しいということでございます。九十何%のやつが90%、来年は八十何%と、こういうふうに推測されるわけですけど、向上対策についてどのようなお考えか。

議長（小川勝範君） 森医療保険課長。

医療保険課長（森 和之君） 国保税の滞納についてですが、特に平成20年度において医療制度の改革、経済状況の悪化等で徴収率が前年より大きく下回りました。今年度においてもこの状況は同様で、徴収率については横ばい状態ですが、徴収率の向上に向けて納税相談の機会をふやし、納付誓約による適切な収納を進める一方、悪質な滞納者には預金調査等の財産調査を実施し、差し押さえ等の滞納処分を実施しています。また、税務課との連携による情報の共有や滞納処分にも効果が出てきています。今後においては、収納事務が煩雑に増加し、専門的な知識が必要になってくることから、より一層効果的・効率的な収納対策を講じるため、他の市の状況を参考に関係部門と協議し、調整を図って取り組みたいと考えております。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） 森課長さんの説明によりますと、他税ですね、市税、あるいは下水道料金、こういったものと一括して徴収するような全体の窓口化、こういったものが必要ではないかというふうに思いますが、最後になりますが、ひとつよろしくお願いします。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 徴収部門でございますが、今、担当から申し上げましたように、今、県の方へ出向というんですかね、職員を研修に行かせております。これで2年目になるわけでございます。1名は国保から行きまして、今、税務課の方で活躍をさせていただいております。もう1名については、税務課から今、県の方へ行っております。過日も家宅捜索というような、ちょっと重々しいような滞納整理の仕方をしたということで報告を受けております。そういった意味で、滞納部門の研修を職員にさせまして、徴収体制をより強化にしていきたいと思っております。そういった意味で、まだまだ時間もかかる部分もございますが、軌道に乗るように基礎的に今進めておるとというのが現状でございますので、御理解賜りたいと思っております。

議長（小川勝範君） 以上で、松野藤四郎君の質問を終わります。

9番（松野藤四郎君） ありがとうございました。

議長（小川勝範君） 議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。

なお、再開は2時45分から再開をいたします。

休憩 午後2時33分

再開 午後2時49分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

改革、熊谷祐子君の発言を許します。

熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 議席番号3番、改革の熊谷祐子です。

私は、本日一つのテーマ、市民協働のまちづくり、人材の育成についてで一般質問をいたします。

ちょっとパソコンが不調だったこともありまして、いつもにも増しまして通告が大変大ざっぱでございましたので、最初にちょっと流れだけ説明させていただきます。

市民協働のまちづくり、人材の育成についてで、二つのことを取り上げたいと思います。一つは、職員ですね。職員について二つに分けて、執行部の方々の人材育成に関する事、それから一般職員の方々についての事。それから大きい二つ目に、市民の人材育成について。以上、一般質問をいたします。それで流れとしましては、副市長、奥田部長、横山教育長に御答弁を求め、市長に最後に御答弁を求めたいと思います。また、本日、健康推進課長さんがたまたま御出席ですので、ちょっと推進課長さんにも発言を求めたいと思います。以上、よろしく願いいたします。

では、始めさせていただきます。

市民協働は、瑞穂市第1次総合計画、2006年から2015年の10年計画のメインテーマ。市民参加・協働のまちづくり、市民と行政が一体となったまちづくりを目指しますと。これのメインテーマでございます。そしてまた、市長のマニフェストの基本姿勢の2も、市民の声を十分反映させ、職員の意見も取り上げ、透明性・公平性のある行政を推進しますと。基本姿勢の2に明記されております。市民協働をするためには、行政も、また市民も人材育成が前提です。殊に、ちょうど今は団塊の世代がもう二、三年で皆さんやめられて、若手に切りかわる。そういう時期でございますので、人材育成が戦略的に必要な時期だと思います。自治体では、人材育成基本方針というのを策定しているところもございます。中でも、富山市人材育成基本方針というのを調べてみますと、全文を読みたいような大変格調高い策定の趣旨が書かれておりますが、時間の関係でちょっとさわりだけ読ませていただきます。

富山市人材育成基本方針。新しいまちづくりへの意欲と能力を持ち、市民から信頼される職員を目指して。中の策定の趣旨を一部だけ読ませていただきます。富山市も合併をしたそうで、こういう書き出しです。新しい富山市の創造に向けてさまざまな施策を展開するためには、市行政を担う職員一人ひとりの資質の向上、具体的には、意識改革と能力開発を図り、思索し、

実行する職員を育成しなければなりません。また、本市を取り巻く環境は、社会環境の変化のみならず、厳しい財政状況、多様な市民との協働のあり方への対応等、大きく変化しており、職員には限られた財源の効率的な執行、適切な状況判断、迅速な対応、新しい政策形成能力等が求められます。これの富山市を瑞穂市に置きかえれば、全く同じだと言えます。

市民協働をするのは行政職員と市民です。市民協働の前に、職員と市民の人材育成が前提になることは論をまたないと思います。国は「コンクリートから人へ」というスローガンを掲げましたが、これはとりもなおさず知価革命、「ち」は土地の「地」ではなくて、知性、知的の「知」です。能力の価値、知価革命の時代だと言われております。工業社会が終わり、知価革命が始まる時代だと言われております。人材育成は待ったなしの必要な施策の一つであると思います。では具体的に、まず職員の中の意識改革、その1で執行部体制について取り上げさせていただきます。

執行部、通告させていただきました中には、公務員体質からの脱却と書かせていただきました。公務員体質とはどういうものでしょうか。これを解説した言葉を集めてみました。公務員体質とは、このような言葉で説明されております。安定を求めて公務員になった人がほとんど、生活の安定ですね。ぬるま湯体質、お役所仕事、やる気がない、仕事ができない、つぶしがきかない、給料泥棒、無責任体制、官僚主義、集めてみますとさんざんな言われ方をしております。本日、私はこの公務員の体質からの脱却の第1として、官僚言語、お役所言葉からの脱却を取り上げさせていただきます、二つ目に、たばこ部屋について取り上げさせていただきます。

まずお役所言葉ですが、これは8月30日の政権交代を結果的にもたらした選挙の4日後に、朝日新聞の天声人語が、脱官僚依存というのは、すなわち脱官僚言語でもあるというコラムを載せました。官僚言語、お役所言葉というのはどういうものかということが書いてありまして、いんぎんである、丁寧である、中身がない、あいまいであると。今までの官僚支配はいまや目のかたきだが、それは官僚言語による政治の支配でもあったらうと、これから脱却しなければいけないという記事がありました。私はこれから50分、答弁を求めるわけですが、私の一般質問中は、極力、お役所言葉を排した答弁をお願いしたいと思います。

公務員体質というのはどういう状況からそうなったかと申しますと、これは調べてみますと、一党独裁のもとでは公務員体質が大変助長されやすいそうです。つまり、一党独裁は公務員天国、役人天国を生みやすい、こういう解説が載っております。日本の国も瑞穂市も半世紀、50年以上に及んで自民党のほぼ一党独裁体制のもとで政治が行われてまいりました。したがって、皆様は官僚としての人生のほとんどすべてをそういう体制のもとに過ごされたので、公務員体質に染まっても無理らしからぬことと思いますが、極力、今後の人生のためにもお役所言葉を排していただきたいと思います。

まず最初に、瑞穂市役所の官僚のトップでいらっしゃる副市長にお役所言葉について、もう

天声人語の資料もお渡ししてありますので、御見解、御認識を伺いたいと思います。

以下、質問席にて質問をさせていただきます。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 大変難しい話でございますが、天声人語の中に書いてございますように、ちょっとお話を読ませさせていただきますと、三島由紀夫氏が大蔵省の官僚だったころ、大臣の演説の原案を頼まれたと。しかし、書き上げると上司は満足しなかった。根本的に書き直されたと。直された分は感銘する名文だったと。すべてが感情や個性的なものから離れ、心の琴線に触れるような言葉は注意深く削除されていたと、こういう文案でございます。これについて、先ほどお話がありましたように、いんぎんで、丁寧で、中身がない、こういうふうに書いてあります。さらに近年は片仮名語がはんらんして、読みにくさが磨きがかかっておると。あいまいに徹し、わかりやすいとこけんにかかわると言わんばかりのものがあると。そこで、官僚の精神像をということで、作家の井上ひさしさんはざっとこう言うということで、わざわざ難しく表現して国民を煙に巻き、それによって自分を堂々として、おごそかでいかめしい存在に見せかけるといふやうなくだり文もございませう。あとには、官僚支配の云々ということになって、官僚言葉による政治の支配でもあったんだらうとか、国会答弁もすっかりわかりやすい言葉、生きた言葉はいつしか追いやられてしまったといふやうなことがございませう。そして、先ほどもありましたように、脱官僚依存は脱官僚言語であるといふことでございませう。

私も、こういうことについては十分気をつけて事務をさせていただいておったといふふうには思っておりますが、大変反省するところも過去を振り返るとあるかと思ひます。こういうことを考えてみますと、私も長い間させていただきましたが、よく考えてみますと、それぞれ我々の仕事といふのは、住民の信頼を得て行政は成り立っておるものと思ひしております。そういった意味では、信頼をなくすればこの行政はやっていけない。そういうことを考えてみますと、皆様方の職員もそれぞれの持ち場、持ち場で、それぞれが信頼を得る仕事をしていただきたいといふふうには願っております。そのためには、この激しい変化する世の中でございませう。自分の周りのセクションではなくて、いろんなセクション、セクションの中をどのようにこのまちをつくり上げていくかといふのも考えた中で自分のポジションを担っていただきたいと思ひしております。そういった意味で、この瑞穂市もそれぞれお客さんが見えですが、その中には弁護士さんもお見えですし、税理士さんも見えます。労務士さんも見えますし、建築士さんも見えます。いろいろそれぞれの専門家の皆様方がこの役所へ来ていただくことになる事例が多くなつてまいりました。そのためには、職員もそれぞれの専門家に対して、当然、答弁ができるよう、あるいはお話ができるよう、そのような心構えをしていただきたいと思ひしております。

一つの例題を言ひますと、税のことを考えてみますと、私も税におりました。考えてみますと、我々の業務は地方税の業務をすればいいよと。地方税といふと、市民税、固定資産税、軽

自動車税、それぞれございますが、国税、県税はじゃあやらなくていいのという、そうではない。それはやはりその税のあり方を考えた中で、このまちはどのようにしていくかということ考えたならば、例えば相続があった場合には納税猶予制度はどうあるべきかと、それによってまちの中の市街化区域の状態はどうすべきなのか、納税者にどのようにしてあげたらいいのか、それがまた所得へと返ってくる。じゃあ農業に対してどうしたらいいのか。じゃあ市街化区域、農地を売って、農振農用地を買いに行けば、5倍、あるいは10倍の面積まで買えますよとか、そういうことは積極的に皆様にお知らせするのではなくて、自分がまちづくりをした場合に、どのような施策を税法は言っているのか、このまちをどうしていったらいいのかということも当然考えるべきだと思いますし、道路の買収をするに当たっても、そういった納税猶予制度の土地がどういうふうになっておるのか、利子税がどうなっておるのかとか、そういうことも当然考えなければならないことだと思っております。そういった意味では、窓口がそれぞれ広がるわけでございます。

そういった意味では、例えば税務課の話は何遍もしますが、売買をする場合には法務局へ行って、法務局の申請をしなければなりませんよと。じゃあその法務局についてはどのようなシステムになっているのか、あるいは登記簿謄本の中に甲乙というような部分があって、固定資産税は所有権移転だけすればいいですよ。いや、そうじゃなくて、利子税に係る部分については担保の部分があるよと、こういったような見方も当然覚えなければなりません。それについては、それに対する徴収も出てくるわけでございます。徴収につきましては、債権債務の部分をどのように把握していくのか。民間で言っている売り上げ、いわゆる売掛金がどのくらいあるのかと、そういったことも十分勉強しなければならない部分が多いかと思えます。そういった意味では、やはりこのまちにも専門的な要素を持った職員を養成しなければならない箇所が随分随所に来ております。そういった意味で、人事異動につきましてもその辺を加味して、育てる職員と、その職員が次の職員へバトンタッチをする、教えてあげる、そういったうまく歯車がかみ合うような行政を担っていきたいというふうに思います。

私も長いこと勤めさせていただきましたが、やはりこのまちは、きょう、あすでつぶれるわけではありません。なくなるわけでもございませぬ。永遠に行政は続くわけでございます。そういった意味で私たちを考えてみますと、その長い長い行政のあり方が、少し私はここの部分を見直していただいただけだというような、この少しの部分を次の代へどのように飛躍させていくのか。そういうことも十分考えて、このまちを愛するがゆえに職員を養成していきたいと思えます。養成の方法につきましては、また奥田部長から詳しくお話をさせていただきますが、今、私がさせていただいておりますのは新人の教育ということで、常に新しい人を採用される場合には研修をさせていただいております。

その中で、特に新人の職員に申し上げますのは、自分の給与のうち、自分のために給

与の何%を自分に課せられるか。若いときに自分に自分を投資してください。その投資が将来、複利計算になって大きく成長できるようにということで、常にその話をさせていただいております。そういった意味では、まだまだ職員も研修しなければならない部分がございますが、私が願っておるのは、私たちもここにずうっとおるわけではございませんので、次の職員が私以上に活躍をさせていただけるような職員の養成をしていきたいと思いますが、意にかなったことがなかなか十分にできていないのは十分わかっておりますが、その夢を見がてら次の世代に期待をしたいというふうには考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 典型的な官僚言語、お役人言葉だと思います。重症でいらっしゃると思います。私は初めに、執行部体制について申し上げるといふふうに申し上げましたね。職員全体のことを言っていたわけじゃありませんので、答弁のほとんどは解説と引用でした。執行部体制について、執行部の方々の問題について申し上げるって申し上げましたよね。通告にもきちんとして書いてありますので、御自分はどうなのか、または執行部のお仲間ですね、それについて御答弁いただいて、反省という言葉も出されましたが、じゃあ今後どうしたいかと。そういう御答弁を求めていたわけですが、非常に貴重な一般質問の時間を官僚言語、お役人言葉でお使いいただいたと思います。

ただいまのやりとりからおわかりいただいたと思いますが、私は職員の方々の意識改革なんというレベルじゃないと思っています。もう皆さんには、特に人生の大半を一党独裁のもとでお役人生活を送ってここまで、優雅な年金生活も目の前にされた執行部の皆様方は、意識改革はもう間に合わないかもしれませんね。つまり何をさせていただきたいかといったら、体質改善です。

ここで、たばこ部屋について取り上げさせていただきます。

瑞穂市の行政（市民も一言いいたい）というブログを書いているらしいんですが、この中に、最新だと思うんですが、10月3日付で、都市伝説（瑞穂の妖怪モクモク）というブログを書いてみえた。いろいろ書いてあって、改めて読み直したんですが、最後の方にこう書いてありますね。藩 藩というのは瑞穂藩ですね、瑞穂市 の政を行うべき執行部とお目付役

つまりこれは議員ですが の両者が妖怪モクモクに冒されている。妖怪モクモクというのは、読めばたばこのことだと思うんですが、妖怪モクモクの住んでいるあかずの間というのは、一般庶民が寄りつかねえ3階の奥の間という話だと。時代の流れに逆行して、いまだ妖怪モクモクがおるなどとは信じられないことでございますが、もし瑞穂藩に本当にあかずの間があるのであれば、それは庶民への裏切りというものでございまして、こういうふうに締めくくられてあります。

これを読んだときには、私は別におもしろいというぐらいしか思わなかったんですが、これ
が書かれて10月3日、このすぐ後だったと思うんですが、副市長と3階の廊下ですれ違ったこ
とがございます。副市長さんが「書かれた、書かれた」と言われましたのを覚えていらっしや
いますか。「ブログにね」と言われたので、私は「いえいえ、なかなか更新できませんで」っ
て申し上げたんですね。というのは、太陽光発電のことについて、副市長のちょっと書かせ
ていただいたもんですから、そのことだと思ったんですね。そうしたら、「妖怪モクモクとか
ね」って言われましたので、あっ、私のブログのことじゃないのかということも思ったんです
が、つまりああいうせりふを言われたということは、御自分も執行部の妖怪モクモクに取りつ
かれたお一人だということの自覚があたりだったということになりますね。

私は、あの3階の一番奥の議会図書室というところにしかパソコンがないもんですから、あ
そこはかなり詰めることがあるんですね、仕事で。そうすると、その北側が、ロッカー室が間
にあるんですが、北側があかすの間になっているんですね。あそこからずうっと副市長さんの
声が聞こえますね。

12月1日というのは議会の初日でした。あの午前に慌てて議会を終わって、午後は武藤嘉文
さんのお別れ会に行かれたんですね、新生クラブの方々は。私は2時ごろ昼食から戻って、あ
の議会図書室でパソコンで仕事をしておりましたが、そのときにはもう副市長さんの声が聞こ
えて、聞こえなくなったのは4時半でございます。2時間半でした。私は今までもあそこにし
ょっちゅういたんですけど、しょっちゅう出入りしていらっしやるのは知っていましたが、こ
れだけ長いことはちょっと今まで気がついたことはありませんでした。で、部長さんたちもそ
こに何人が詰めていらっしやいましたね。あその部屋は副市長室なんでしょうか、ちょっと
お答えください。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） あそこは副市長室ではございません。

〔3番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 幾つか法律、条例、規定がございまして、地方公務員法の第6節、服務
の30条には、すべて職員は職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならない。
33条には信用失墜行為の禁止。職員は、その職の信用を傷つけまたは職員の職全体の不名
誉となるような行為をしてはならない。第35条、職務に専念する義務。職員は、その勤務時間
及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いなければならないと。ただし、地方
公務員法は特別職は適用されないそうです。しかし、お相手が部長さんたちなわけですから、
部長さんたちを監督する立場にある副市長さんがこれを助長するような勤務態度では、やっぱ
りあってはならないと私は考えます。ほかに、瑞穂市職員のサービスの宣誓に関する条例。これは

日本国憲法を宣誓した後、こういう文がありまして、皆さん、どなたも宣誓していらっしゃると思いますが、私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、市民全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することをかたく誓いますと。

法律と条例を申し上げましたが、ほかに瑞穂市職員服務規程というのもございます。第2条、職員は、市民全体の奉仕者であることを自覚し、常に公共の利益のために誠実・公正に、かつ能率的な職務の遂行に専念しなければならない。第7条、勤務時間中の離席禁止というのがあります。職員は、勤務時間中、みだりに執務の場所を離れてはならない。ただし、所属長の承認を得た場合は、この限りではないというのがありますが、朝の9時半ごろからもう副市長さんの声が聞こえるときとか、先週は昼食前の11時ごろからもう聞こえていましたが、今、読み上げました服務規程に御自身も、そして、すみませんが、ちょっと聞き耳を立てさせていただきましたら、下水の話だとか、一般質問の答弁をどうしたらいいかというような話が聞こえてまいりましたが、あそこの、さっき妖怪モクモクの話をしたが、市民がだれも行かないよなところ、そして副市長室でもないところで、長時間、副市長と部長級が打ち合わせすることが執務のあり方として妥当だとお考えでしょうか、御答弁をお願いします。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 擁護するわけではございませんが、私もあそこへ行ってたばこを吸うことがございますし、職員、あるいは部長もたまにはあそこへ来るわけでございます。そのときに、折にちょうど会ったから、こういうことをちょっとお話したいということもございます。そういった意味では、あそこでお話をしたこともございますし、職務を離れてということではなくて、その部分でお話したこともございます。そういった部分もございますし、そしてまた私的なお話も一部した部分もあるように思います。そういった意味では、極力仕事の云々については、自室、あるいは職員の席でお話をさせていただきたいというふうには思っておりますが、たまたま急用があったり何かしますと、そういうところでお話することもございますので、極力、今後は検討、あるいは内容を見て仕分けをさせていただきたいと思っております。

〔3番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） あそこは一応喫煙室に今なっていますので、3時ごろとか10時ごろに10分が15分ならいいと思うんです。だけど、朝とお昼と夜の勤務時間が終わったとか、休憩の真ん中辺以外にも、そのように何時間もいる。しかも、たびたびいるというのは、やっぱり皆さん方の勤務として非常に、市民がこの議事録を読むわけですが、どうなると思いませんか。

瑞穂市職員勤務評定規程というのもございまして、第10条2、副市長は、前項により、前項というのがその前にあるわけですが、提出された勤務評定票を審査し、確認したときは、評定

票の結果を市長に報告しなければならない。私がもし課長以下の瑞穂市の職員だったら、そのような勤務ぶりの上司に勤務評定されたくないと思います。非常に信用を失うと思います。

このような勤務というのは、まじめにしっかり勤務せよというほかに、そもそも大変不思議だと思うんですが、副市長さんが最初にあそこに行かれたとしますね。私は不思議だなと思って、携帯か何かで呼び出すのかしらと思ったんですが、そういうことは別に今の御答弁からしていないようでしたから、部長さんたちもしょっちゅうあそこに自分から行かれるということですよって私に言われたら、まずいとやっぱり思いますよね。

ということで、本日は以下全員の執行部の方々に通告どおり、1分見当と申し上げましたが、ちょっと1分は長いよというお話もいただきましたし、時間の関係もありまして、30秒以内に訂正させていただきますが、職員の、執行部の方々ですよ、御自分たちの意識改革、体質改善について、一言ずついただきたいと思います。ただし、1分しっかり御用意くださった方も見えるようですので、その方はしっかりお話しいただきたいと思います。

まず、来年3月にはもう退職なさる河合部長と新田部長にお願いいたします。自席でお願いしたいと思います。お願いします。

議長（小川勝範君） 河合環境水道部長。

環境水道部長（河合 信君） 職員の体質ということで、先ほど三島由紀夫の天声人語の考えを少し、三島由紀夫さんの小説で「金閣寺」を読ませていただきました。「金閣寺」の主人公はちょうど私の学校の大先輩で、あのとき読んだ感想と、それから官僚というか、役所言葉の違いから、天声人語は言ってみえるんじゃないかなというような気がします。というのは、「金閣寺」は読んでいると情景がわあっと出てきます。ところが、官僚言葉というのは全く出てこない、その違いやろうなと。それを天声人語で言ってみえるんじゃないかなというような気がいたします。私はなるべく、こういう答弁でも、人と話すときでも、わかるような話をしたい。人にわかっていただけるような話をしたいというふうな考えであります。

それから、たばこに関しましては、私はあと74日で退職いたします。たばこを吸う時間も大切なんです。そして、たばこを吸うときに、要は仕事の話をする。人によりますけれども、というふうなことも必要なあと。ところが、一番いかんのは、たばこを吸いながら世間話をするというのはどうかなというようなことを思います。しかし、その人その人ですので、また、自分の体のことですから、その辺は自分で自律をもってやっていただきたい。私は、退職してもたばこは吸い続けるつもりでございます。人は人、他人は他人でございます。ですが、それは他人に迷惑をかけない程度に、それはもちろんやっていきます。そのつもりです。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 御指名いただきましたので、お答えさせていただきます。

私、市の職員として、議員さんの皆様方も同じ立場だと思いますが、24時間瑞穂市に身を置

く者として、単なる経済的保身のためにこの役所に奉職したわけではありませんので、初心に戻り今後頑張りたいと。残りわずかではありますが、頑張りたいと思っております。

たばこの件につきましては、規則改正もありまして、休憩時間がなくなっております。そのあたりもありますので、できるだけ頑張っていきたいと思っております。

〔3番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君に申し上げます。

残り時間、22分でございますので、各担当部長に答弁させますと時間が切れますので、あと残りの質問もでございますので、質問はこれで置いていただきまして、次の質問に行ってください。

熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 大変残念でございますが、議長の指示に従いたいと思います。

次に、職員の意識改革として、各職員の人材育成について、奥田企画部長にお尋ねいたします。

職員の研修体制につきましては、以前に比べかなり充実していると伺っておりますが、まず基本を押さえていただきたい。それは何かと申しますと、今どきと言われるようなことなんですが、外部から電話があった場合に、課の何々ですと、必ずはっきりと聞き取れる声で名乗っていただきたいと、これをまず徹底していただきたいと思います。その上で、以下4点お願いというか、確認、質疑をさせていただきます。

まず、スキルマップ、「アップ」じゃなくて「マップ」なんですが、すみません、ちょっと字が間違っていたようですが、スキルマップ。これは職員に専門的な、例えば手話とか、司書とか、そういう専門的な資格などを計画的に市の予算を使って取得させるものをスキルマップと言うそうですが、職員に各種資格を取得させるスキルマップづくりはどうなっていますか。

2番目、若手の育成のために、せんだって12月4日の中日新聞には本巢市の記事が出まして、これを本巢市の例規集で調べますと、職員提案制度実施規程というのがもうつくられております。こういう制度はいかがでしょうか。二、三年後には、もう大幅に執行部体制が入れかわるわけですから、若手の育成としていかがでしょうか。

それから三つ目に、職員採用試験に瑞穂市独自の課題をつくったらどうでしょうか。例えば、瑞穂市の課題とか、これからの瑞穂市のビジョンとか。これは他府県の方も受けられるそうですが、他府県の方でも今はインターネットを調べれば、あと類似団体とかあいうものを調べれば、大体その市の特徴とか課題というのはわかるわけですから、瑞穂市の有望な職員になっていただくために、初めからこういう課題を課したらどうでしょうか。

四つ目に、昇任試験制度ですね。グレードアップしていくときの試験制度を取り入れ、意欲と能力と、これからの瑞穂市のビジョンを持つ管理職を育成することと。この4点についてど

のようになっているか、これからどういうふうにしていくか、お聞きしたいと思います。お願いします。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 議員の御質問にお答えをさせていただきます。

電話対応については、あいさつは基本、気持ちのよいあいさつで市民をお迎えするという姿勢が職員の基本とは、市長が訓示でいつも言われておりまして、我々もそういった指導をしているところでございますが、今、御指摘のようなことがまだあるということであれば、早速また徹底をさせていきたいと思えます。

それから、スキルマップということでございますが、ちょっとスキルマップという言葉は知りませんが、ただ、今の御指摘の職員の資格を取らせるということについては、必要な資格、例えば消防職員なんかは必要になってきますので、そういった資格は取らせておりますし、それから毎年、職員が独自で取得した資格なんかも調査をしまして把握しているところでございます。そうした個々人が取得した資格については、人事記録に記録をして残しております。行政事務に必要な資格といえますと、例えば公費で取得させるようなものでは、防火管理者とか、普通救命講習、安全運転管理者、それから専門性のあるということでは特殊無線技師ですかね。それからあと社会福祉、危険物取り扱い、あと衛生管理者なんかは取らせております。

それからあと職員提案制度、その新聞報道を私も読みましたんですが、瑞穂市では以前は事務改善委員会という組織がございまして、若手職員がいろんな提案をしておって、主にコンピューターを利用する事務を提案しておったわけでございますが、事務機器のコンピューター化が進んだことによって、ちょっと最近はやっておりませんが、そういった新聞報道も読みましたので、市でもってそういうことが実現できないか、検討してまいりたいと思えます。

しかし、職員採用試験の瑞穂市独自性のあるということでございますが、現在でも2次試験の段階で作文を書かせておりまして、そのときには市の将来とかそういったテーマも与えておりまして、ただやはり先ほども議員がおっしゃられましたように、他県、他市からの応募者もでございますので、普遍性のあるテーマということにはしております。それも一般職と、保育士と消防職とは別々のテーマで、原稿用紙400字詰め、2枚程度の作文を書かせておりますので、それを書いたものを面接のときには私たちが読ませていただきまして、人物評価とか、選考に供しておるところでございます。

あと、昇任試験制度の実施についてでございますが、昇任試験制度は、ちょっと私もインターネットで調べてみましたら、国内1,874の自治体のうちの18%の344の自治体の実施をしているということが朝日新聞に載っておりました。これは2008年の7月14日の朝日新聞ですが、愛知・三重・岐阜の三県、これは県庁だと思えますが、これは設けていないというようなお話でございますが、この昇任制度については賛否両論がありまして、要は頭でっかちというか、表

現が悪いですけれども、知識だけ詰め込んだ、本当に市民の心が読めない人が試験に合格するという悪い面も指摘されているところでございまして、これを市に導入するかどうかということとは、今後、検討する課題だと思えます。

市としては、今、目標管理制度という人事評価制度を確立しようとしておりまして、そういった制度が確立されて、ある程度そのシステムが構築されて、それぞれの職員が目標を持って、その目標についてどれだけ自分がなしたかというのを客観的な評価ができるようなシステムになった暁には、将来的にはそういった昇任制度も導入するというのもやぶさかではないかと、今の時点では考えるところでございます。以上でございます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3 番（熊谷祐子君） では人材育成、大きい 2 番として、市民 これも個人と団体を含みますが の人材の発掘・育成支援についてお尋ねいたします。

その一つ目として、審議会のあり方について。審議会を幾つか傍聴いたしますと、言われたから来ただけ、充て職やで、専門家じゃないでということで、発言者名を書かないで、A・B・C で表記してもらいたい。これは全部充て職の団体として出てきた方が言われていることですが、これは透明性ということからは非常に遠くなりますし、新しい市民の人材を発掘するということから遠くなりますので、以下の 4 点をちょっと提案させていただきます。

まず、公募の割合をふやすこと。二つ目、発言者明記の会議録を公表することを委嘱前に説明し、承諾を得た委員をその充て職団体からは出してもらおうこと。それから三つ目に、公募委員については同時に、一つに今規定されておりますが、これを二つに緩めること。充て職の方は代表の方が幾つもの審議会を兼ねていらっしゃいます。そして、出てきて充て職やでという発言をなさっているわけですから、個人のやる気のある公募の方はもうちょっと出る場をふやしていただきたい。四つ目に報酬の見直し、基本的に 2 時間で 7,000 円を見直したらどうか。この 4 点について、恐れ入りますが、簡潔に御答弁ください。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 公募の割合をふやすことでございますが、公募委員については、市長のマニフェストにある市民参加の場を設けるということでございますので、できるだけ公募委員をとということで、一応市では要綱をつくっております、委員数の 2 割以上の委員を目標としております。これは 2 割以上ということでございますので、ふやすことについてはやぶさかではありませんが、ただやはり偏るおそれもあるということで、ある程度、広範な意見をいただきたいということで、充て職も想定しておるところでございまして、その充て職の方が、先ほど 2 番の問題にもつながるつんですけれども、会議録についての実名記載について難色を示されるケースも間々あるようには伺っているところでございます。ただ、事務局がつくる議

事録については実名で入っているわけですが、ホームページで公開する場合についてはちゅうちょされるということだけで、情報公開等の請求があれば、実名で当然公開されるものだというふうに解釈しております、今の議員の御提案については、そのように持っていけるような努力はやっていきたいなとは思いますが。

それから公募委員の、今、一つですが、二つにという御提言については、先ほど申しましたように、審議会制度は市民参加の場をできるだけ提供したいという思いがありますので、今の時点では現状の形で、もう少しこれが普遍的に皆さんに広く理解が示されるような制度に定着した暁には、1人で二つということもあり得ると思いますが、今時点では一つということを考えておるところでございます。

報酬については、財政も厳しい折でございますので、下げるということについてはあれですが、ただ、やはり極端な言い方をすれば、おうちで何もしてみえない方の7,000円と、わざわざ例えばお勤めの時間を割いて来ていただける方の7,000円とでは比重が違うと思うんですね。そこら辺も勘案しながら、確かに大体会議は2時間程度となっておりますので、2時間で7,000円というのは高いという見方もできると思いますが、場合によっては1日やっていただくこともございますので、費用弁償ということも勘案しての金額になっておりますので、他市の状況も調べまして検討はさせていただきたいと思っております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 次に、公益団体の育成についてですが、時間の関係で御答弁はなしで要望だけしておきたいと思っておりますが、再三、今までも市民公益団体を育成するために、生涯学習課でまちづくり連続講座とか、市民公益活動推進政策ですね、こういうものをしていただきたいと申し上げてまいりました。他市町を見ますと、例えば上限が10万円そこそこでスタートアップ助成金、始めるときですね。ステップアップ助成金、これはグレードアップするときですね。初めの一步応援、最大20万円。もっとパワーアップ応援とか、それから豊中市では市民公益活動基金として市民から寄附を募り、これをもとに市民団体にささやかな援助をしております。やっぱり具体的なことをしていただかないと、市民の協力を得るといっても、市民を育成せずに協力を求めるということは無理でございますので、今年度は何も新しいことは始められませんでした。22年度からは、まちづくり連続講座や公益団体の育成について、ぜひ事業を始めたいと思います。

きょうは健康推進課の課長さんが見えですので、実は瑞穂市は大変いいことをしてまして、禁煙講座をやっておりますね。そののちょっとPRを、簡単で結構ですので、ちょうどタイムリーですので、宇野課長さんにしていただきたいと思っております。

議長（小川勝範君） 通告はしてありますか。

3番（熊谷祐子君） だって、私の前の人のにも通告していないのが随分ありましたよね。

議長（小川勝範君） 通告以外は質問は答弁できませんので。

3番（熊谷祐子君） そうですか。では、私から申し上げます。

健康推進課では禁煙教室をやっております。これは市民に大変好評でございます。1日に4箱吸っていたという市民が、これで禁煙できたと。初めにきれいな女の人が、保健師さんだと思うんですが、「約束しましょうね」と言ってくれて、約束しちゃって禁煙できたそうです。これは今度は1月に禁煙教室が開かれるそうで、この締め切りが12月25日だそうです。ぜひ職員の方々に、特に執行部の方々に、この禁煙教室を受けていただきたいと思うわけです。

最後に市長にお尋ねいたします。職員の規律徹底のために、そして西岡議員が再三たばこのことを健康面から言われましたが、私は職務上のことから言っているわけですが、たばこの枠組み条約に日本も批准していて、来年2月からは不特定多数が出入りする場所では全面禁煙にすべきだと。こういう条約に加盟しているそうですから、瑞穂市の庁舎内を今まで分煙、それも喫煙室というのは本当に市民から目の届かないところにあったわけですが、もし分煙を続けるなら3階奥の喫煙室は閉鎖し、来庁者も吸える、例えば2階の中庭などに喫煙室を設置したらいかがでしょうか。これは当然、議員たちにも御協力を求めていただきたいと思います。もう1点は、今申し上げましたが、特に執行部の方々は健康推進課でやっている禁煙教室をぜひを受けていただきたい。この2点について、市長の御見解を伺いたいと思います。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） それでは、私の方から御答弁させていただきたいと思います。

喫煙に対しましては、過去、西岡議員が2回、禁煙ということでいろいろ御質問いただき、御提言もいただいております。よしあしは言うまでもございません。ここで論じるつもりはございません。それで、今、御指摘がございました分煙をやるんであったら場所をとというようなことでございます。

実は、過般、長岡市の方へ行ってきました。ここは喫煙室、私、いろんな役所も行ってありますが、完全な禁煙というところはどこもございません。どこかで分煙を設けております。自分がやはり喫煙しますので、そういったことにも関心がございまして、どこへ行っても見えますが、喫煙室は設けております。ところが、長岡市におきまして、喫煙タイムを設けまして、時間を設けて、その時間内ということ、それも喫煙室は職員が事務をとっておるその前を通らなくてはいけない。ですから、長時間とかそういったことはできません。タイムの中でということをしております。

今、御指摘がございました。やっぱりあかずの間というようなことがございました。確かにそういったこともあったと思いますし、私としても反省すべき点があるかと思っております。そんなところから、やはり今後、市民のわかるようなところで、喫煙タイム、やはりどうして

もということで分煙で、わかる場で堂々、吸う人は時間内で吸えるような、そういう方向性を見出して、検討していきたいということでお答えとさせていただきたいと思っています。

健康の推進の講座もあるようでございます。これは西岡議員の質問の中でしっかりと聞いておりますし、自分に吸っておりまして、大体本数を決めており、それ以上に吸いますと体に悪いことも自分にも百も承知しております。そんなところから、自分としましては本当に健康を害さないような程度の中でということ、まだ今すぐと禁煙はとてできそうにございません。そんなところで、今申し上げましたように、分煙という形で時間を決めて、また見える形でさせていただくと。そこら辺のくらいのことはやっぱり取り組んで、心機一転、気持ちを新たにしていかななくてはいけないなと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（小川勝範君） 以上で、熊谷祐子君の質問を終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 5番 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） 休憩をお願いします。

議長（小川勝範君） 議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。

休憩 午後3時50分

再開 午後4時06分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

瑞穂会、堀武君の発言を許します。

堀武君。

1番（堀 武君） 議席番号1番、瑞穂会、堀武。通告に従い、美来の森の管理運営について、児童・幼児の虐待、育児放棄に対して、市当局はどのように考え対処していますか。以上の2点を順次、質問席にて質問させていただきます。

美来の森の管理運営について、質問させていただきます。

市民の皆さんが直接搬入し、処分を委託するに当たり、初めて搬入される方から、職員の対応、指導に不満の声を聞きます。私も利用したとき、その対応にいささか戸惑いを感じました。また、搬入者の誘導等に問題点があるのではないかと思い、また構造に問題はないのか、その点を重点的に当局より答弁をお願いします。

まず、美来の森の現状を確認されたことがありますか。近日にですね。そして、現在の市の職員と管理公社の社員は、それぞれ何名常駐されておられるのか。そして、専門に美来の森の管理運営に当たられているのか、御答弁願いたいと思います。

議長（小川勝範君） 河合環境水道部長。

環境水道部長（河合 信君） 美来の森への粗大ごみの搬入の現状は、議員の御指摘のとおり、

大変混雑をしているというのが現状でございます。私といたしましても時間の許す限り出かけて、また担当職員からその現状を聞いているというふうなのが現状でございます。

ちなみに平成20年度では、年間約2万9,000台の車が搬入しております。搬入される方、また近隣の市民の方に大変御迷惑をおかけしております。また、搬入時間が短時間のこともありまして、混雑の余り搬入される方との間で職員の対応等で御迷惑をおかけしているところにつきましては、環境課並びに施設管理公社で原因と対応について検討をいたしたいと思っております。将来的には、リサイクルセンターの建設を考えておりますが、それまでの対応策といたしまして、利用回数、また利用時間の延長などが考えられます。いずれにしましても予算が要ることでございますので、産業建設委員会で十分に検討したい、かように思っております。

また、美来の森での職員は、市職員が1人、それから施設管理公社の職員は15人。ただし、施設管理公社の方はローテーションを組んでおりますので、常に7人が現場で従事しております。以上であります。

〔1番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

1番（堀 武君） 今の部長の答弁の中で、私自身が現場というんですか、粗大ごみというんですか、持ち込んだときの感想からしますと、ちょうどセンターからまだ奥の方があるのに右側へ車が出ていく、それによって混雑と。それから、やはり初めての方ですと、種類をたくさん持っていくと、最初のときの布団とかいろいろで、何が入っている、これが入っているといろいろ言われながら、だんだん奥へ行くんですけども、そうするともうおしりの方から車が来ちゃって、一番奥へ行くともう出られないぐらい。そして、今の話で、市の職員というか、公社の職員も自然に言葉が荒くなるのかどうか分かりませんが、初めて行った方にとって、女性にとっても、おろおろするような状況を僕も目にしているわけです。ですから反対に言えば、今、水曜日と日曜日ですけども、例えばシルバー人材センターですね。反対に言えば、人材センターのシルバーが公共をもう少し使ってくれとか、その比率を上げてくれとかいろいろなことを言われますし、そして健康管理のためにもそういう人材を活用した方法と、もう一つは、今、部長ならよくわかると思うんですが、右側へおりて奥へ行くことができないならば、あれは可能かどうかは別ですけど、あれを直線で一番奥まで行って出られる方法とか、そういうような具体的な検討をぜひしていただきたいと思うんですけども、言葉の段階での検討、検討ではこれは何ともなりませんから、その辺、部長と、市長も今の件でちょっと御答弁願えれば、市民の方も喜ばれると思うものですから、部長に続いて市長もお願いしたいと思いますけれど。

議長（小川勝範君） 河合環境水道部長。

環境水道部長（河合 信君） 私も数回、美来の森へ搬入した経験がございます。そこで、や

はり美来の森の形態そのものが南北に長いというふうなこともありますし、それから巢南の集積所と違うところ辺は、巢南の集積所は中央に駐車帯をとってあります。それから、そこで車からわずか10秒足らずで、みんな各ストックヤードへ行けるといふふうな体制をとってあります。ですから、割と車の混雑は巢南集積所では見られない。また、人とのトラブルもあまりないと思います。ただし、美来の森に関しましてはもう少し、要は流線をもう一回考え直してみようかなというふうなことは思っております。

それと、シルバー人材センターに関しましては、議員御指摘のことも選択肢の一つとして検討したい。ただし、人数をふやせばいいのかというふうなところ辺もやはり議論の対象になるかなと思います。それよりも車の流れそのもの、それからストックヤードの位置とかというふうなものも同時に考えていきたい、かように思っています。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 美来の森の件で御質問いただいておりますが、あその場合、一方通行ができないといいますが、それが一番混雑するあれではないかと。何とか一方通行で流れるような形をできたら、もう一度現場を確認しまして、対応ができましたら早く対応したいと、このように思っております。何とかいいまして、ここのあれはリサイクルセンターといいますが、これは早く整備をして、やはりウィークデーも日曜日もいつでも持つていけるようにすれば、そういったことも何も心配することはないわけでございます。また、近隣の道路の整備等々ございまして、まだすぐには対応できません。そんなところが御指摘のあること、もう一度現場も確認しまして、一方通行でどんどん流せば相当いけるんじゃないかということも感じますので、一遍現場も見まして、対応できるものなら早く対応したい。このように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔1番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

1番（堀 武君） 部長と、今、市長に御答弁いただきまして、車のスムーズな流れをという形で、一回現場を見て検討していただける。その言葉に期待しまして、美来の森の管理運営についての質問は終わりたいと思ひます。

次に、児童・幼児の虐待、育児放棄に対してどのように当局は考えているかという件ですが、現在の社会情勢の混迷と不安定要素は、子育てをされている若い両親にとって、精神的に安定した社会環境とは言いがたいことと思われまふ。そこで、市当局は児童・幼児虐待、育児放棄を未然に防ぐにはどのような対策をなされているのか、答弁願ひたいと思ひます。

現在、市内におけるこのような事例はあるのか。あれば、差し支えない範囲でお答弁願ひたい。また、件数はふえているのか、そうでないのか、これもお答弁できる範囲で結構です。そのようなことが起こった場合の関係機関との連絡体系はどうなっているのか、御答弁願ひたい

と思っております。なぜかといいますと、未然にこういう不幸な児童を、そして御両親を防ぐには、やはりそれなりの予防的な処置が必要だと思っておりますので、ぜひその辺の考えをお聞かせ願いたいと思います。

教育長（横山博信君） 石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） それでは、堀議員の御質問に対してお答えさせていただきます。

当市におきましては、児童・乳幼児虐待の市への通報というのは、ここ数年、大変多くなってございます。毎年30件から、大体40件ぐらいの件数が相談があります。ただ、これは通報を受けた件数のみでございますので、氷山の一角ではないかというふうに思っております。その対応策としましては、当然、通報があれば、当市に家庭相談員等がいますので、現場の方に出向き、また児童相談所と連携をとりながら進めているのが現状でございます。

児童・幼児虐待、さまざまなケースがございまして、エスカレートしていくと子供の死亡に至ってしまう場合もございますので、警察、病院、民生委員、保育所、幼稚園、小学校などの関係機関と連携し、子供の生命を第一に考えまして、子ども相談センターと共同しながら、早期発見・早期対応を行動していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

1番（堀 武君） 部長の答弁で大体の数字というんですか、やはり氷山の一角、その辺の隠れた形で虐待という、生まれた子供はすべて平等であるし、それにかかわるお父さん、お母さんもそうなること自体の不幸に関して、できるだけ未然に防ぐというのが行政の務めだと思っております。

そこで、育児ノイローゼ等による心の不安からの発生があると思われませんが、それに対する当局としての相談しやすい環境、窓口というんですか、その辺はどのように整備されているか、御答弁願いたいと思います。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） 当市の方としましては、当然、いろいろな相談部分がございます。出産後のすべての赤ちゃんの訪問を行っている事業も実施しておりますし、また、健康診断時の育児相談や保育所、子育て支援センター、こどもの広場などでいろいろな場面におきまして育児相談を受け、家庭の方の適切なアドバイスを実施して、相談等に乗って努めている現状でございます。

〔1番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

1番（堀 武君） ですから、部長、ぜひ窓口というんですか、ちょうど前に質問を土田議員がされておられると思うんですけれど、やはり相談窓口に来やすい窓口というんですか、そして

個人のプライバシーがかかってくる点が多分にあるものですから、その辺、カウンターの前というんじゃなくて、少しお話を聞いたらこちらでとかいう、そういう気配りというんですか、そしてその辺のことをやはり、どう言うんですか、受付ではないんですけど、あそこの席に座ったときに素早く対応していただきたいと。皆さん忙しいとは思うんですけども、座ってもなかなか、皆さん、パソコンを見たりあれしてあれして、ほかっておかれるわけじゃないんですけども、その辺で連携した形の当局の皆さんの対応をぜひよろしく願います。

次に、教育長にお伺いしたいんですけど、少し前文が長くなりますけど、最終的には今の質問に整合していきたいと思えますけど。教育現場における教育委員会のあり方について、その考えをお聞かせください。

教育現場における学校運営には、PTAと言われるように、両親と先生の組織と言われるものがあり、そのかわりがよいのか悪いのかよく論じられますが、教育委員会のかわりがいま一つはっきりしないように思われます。教育現場の自主性を重んじる余り、問題が起きた場合の事後報告とその対応に追われ、そしてまた施設の建設及び維持管理に追われる、そのような嫌いが少しします。特に私はこれから、さっきも話したように、心の問題が教育現場でもすごく問題になってくることだと思い、教育委員会がその指導性を発揮していただけることがこれから重要になってくると思っております。そして、これは道徳教育の副読本だと思うんですけど、「心のノート」という副読本があると思うんですけど、その活用と、道徳の時間は今どのように使用されているのか。現場ではどのようにしているのか。そのようなことをお聞かせ願えたら、これはあくまでも通告でないものですから、その辺のことは流れの中でお話しいただければ結構ですけれども。

最後に、学校現場における虐待、育児放棄について、報告・指導について、現状とその対応についてお聞かせください。前文で福祉部長に御質問した件と総合的に考えて、ひとつよろしく願います。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 今、議員のおっしゃるところの教育委員会としては大変施設の整備に今力を入れているということで、なかなか子供たちの心の問題について目が行き届かないのではないかという指摘なんですけれども、施設設備につきましては教育委員会の学校教育課ではなくて、教育総務課が校舎の建築等も含めて担っております。また、学校教育課の方が心の問題とか児童虐待について担当しておりますので、1人が両方をやっているということではございませんので、それぞれで分担をして担っておりますので、御安心いただきたいと思えます。

心の問題ということで、育児ノイローゼになる親さんとか、そういった親さんの心の教育に対する不安等の解決にかかわっては、また児童・生徒そのものの心の問題については、教育相談員とか、スクール相談員とか、そういったカウンセリングの部門を強化しておりますので、

そういった場は設けております。また、教員につきましても、なかなか今、指導が難しいということで、心が病んでいるという一般的な見られ方がありますが、瑞穂市は幸いにして病休の先生の数が他地区に比べて極端に少ない。先生方が健康、健康ではないんだけど、病休をとるまでに至らない、そういった職員集団の中で指導していただけたということがまずあります。学校教育課といたしましても、学校訪問の都度、先生方の心のアンケートをとっておりまして、悩みの内容とか、相談する相手とか、そういった心の問題についてつかんで学校長を指導すると、そういうことも丁寧に行っております。

「心のノート」ということにつきましては、文科省から出されたそういった副読本があるわけですが、これは東京で扱うような、どこでも扱えるような、そういった教科書のようなもので、これは一律に扱ういろいろな価値、道徳的価値を広範に行うために大変有効に働いていると思います。瑞穂市の学校では、「心のノート」は道徳の時間に活用しているということと、道徳の時間につきましても、それぞれの学校の重点指導価値というのを設けて、例えば粘り強くやり抜く心を重点とするとか、それから思いやりとか、信頼とか、友情という価値を重点とするとか、そういうのを年間に1回やればいいではなくて、各学期に繰り返し同じ価値については指導していくということで、心の充実を図ろうとしております。

最後に、児童虐待にかかわってですが、身体的な虐待とか、性的虐待とか、それからネグレクトと呼ばれる養育の拒否ですね、その怠慢、それから心理的な虐待等がありますが、学校では児童虐待を発見しやすい立場にあるという認識を持って、毎日の朝の観察はもちろんですが、児童・生徒一人ひとりについて、暴行の有無とか、著しい体調の変調を来しているとか、登校渋りとか、そういったことについて観察をしたり、即座に家庭訪問等をして、また関係機関にも疑いがあるときには通告をするということを徹底しております。また、新年度早々には身体検査を行うわけですが、これは養護教諭と協力をして、体のあざとかそういったものについてはすべてチェックしております。

具体的に、登校させないというネグレクトというものがあつたわけですが、これも児童高齢課と県の中央子ども相談センターと連携をして、そして登校させないということで、なかなか家にも、保護者も会えないということで、警察とも連携をして、夜、見張りをして、動きをずっと数ヵ月追った事例もあります。ともかく早期発見と対応を心がけて進めております。以上です。

〔1番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

1番（堀 武君） ありがとうございます。教育長の前向きというんですか、心の問題についての深い御理解を理解することができ、心から感謝しております。そして、この間、教育長、少しお話にあつた大野先生が不登校とかそういうことに関して専門的な知識を持たれて学

校教育課に赴任されたということなものですから、私自身、これにエールを送りたいと思っております。

私の一般質問はこれで終わります。ありがとうございました。

議長（小川勝範君） 以上で、堀武君の質問を終わります。

これで会派代表質問を終わります。

以上で、本日に予定していました一般質問はすべて終了いたしました。

散会の宣告

議長（小川勝範君） 本日はこれで散会します。御苦労さんでした。

散会 午後 4 時31分